

点検評価ポートフォリオ

山陽小野田市立山口東京理科大学

2021 年 5 月

はじめに

大学設置の背景

昭和 58 (1983) 年、我が国では、先端技術産業を中核とした産・学・住が一体となった街づくりを促進し、研究開発施設等各種産業基盤の事業整備等の推進を通じて地域経済の振興と向上を目指す「高度技術工業集積地域開発促進法 (テクノポリス法)」が制定された。通商産業省の産業政策では、中央集権的政策から地域企業主導が全面に打ち出され、ハイテク産業と大学が連携した地域発展リサーチパークとして、産業、学術及び居住空間が有機的に結合された新しいまちづくりを行うテクノポリス計画として地域ハイテク戦略に大きな期待が掛けられた。地方自治体の関心は非常に高まりを見せ、国が定めた指針に沿った開発計画を作成するために、各自治体は理工学系大学の設置と誘致に積極的に取り組むことになった。

山口県、小野田市 (現山陽小野田市)、宇部市の各当局をはじめ、各種関係機関は「地元の教育環境の向上」と「地域産業の振興発展」を願い、学校法人東京理科大学に対し、先端技術産業関連の中堅技術者の養成を目的とする工学系短期大学の誘致を行った。

昭和 62 (1987) 年 4 月、設置経費の寄付と用地の無償譲渡及び無償貸与による公私協力方式により、学校法人東京理科大学のもとに東京理科大学山口短期大学が設置された。その後、IT 革命による科学技術の急速な進歩発展にともなう高度な専門知識・能力をもつ技術者の人材養成が求められるようになり、平成 7 (1995) 年 4 月に、同短大を発展的に改組し、4 年制大学として山口東京理科大学が設立された。平成 28 年 3 月までに、短期大学 1,896 名、4 年制大学 2,269 名、大学院修士課程 204 名、博士後期課程 8 名の人材を社会に送り出した。

平成 28 (2016) 年 4 月、地方都市における落ち

着いた教育環境のもと、東京理科大学との姉妹校関係を維持強化しつつ、理工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に貢献することを目的に、大学の設置者を学校法人東京理科大学から公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に変更し、山陽小野田市立山口東京理科大学 (以下「本学」という。) として公立大学に生まれ変わった。

建学の精神

本学は、「理学の普及を以て国運発展の基礎とする」という建学の精神に基づき、工学の基礎及び応用を教育研究するとともに、幅広い教養教育を行い、人間性及び創造性豊かな人材を育成して、文化の進展及び産業の興隆に寄与するものである。

使命・目的

本学の目的は、山陽小野田市立山口東京理科大学学則第 1 条において、「山陽小野田市立山口東京理科大学は、地方都市における恵まれた教育環境のもと、理工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する人材の育成に貢献することを目的とする。」として定めている。本学大学院の目的は、山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則第 5 条において、「本学大学院修士課程は、広い視野に立って学識を養い、研究及び応用の面で、理学と工学の調和の取れた能力を育み、常に基本に立ち戻って新しい課題に取り組む態度を培うことを目的とする。」とし、同条第 2 項において「本学大学院博士後期課程は、修士課程で育まれた能力、幅広い知識を最先端の研究分野に活かし、これを深く窮め、社会の要請に弾力的に応えとともに地域社会に貢献する能力を培うことを目的とする。」として定めている。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事(①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関する事(①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関する事(①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 事務組織に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

山陽小野田市立山口東京理科大学

(2) 所在地

山口県山陽小野田市大学通一丁目1番1号

(3) 学部等の構成

学部：工学部、薬学部

研究科：工学研究科

その他の組織：共通教育センター

(4) 学生数及び教職員数（令和2年5月1日）

学生数：学部1,217名、大学院40名

教員数：109名（助手2名、技能員2名含む）

職員数：44名

(5) 理念と特徴

薬工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成を図るため、学びを展開している。

a) 確かな基礎学力

技術の世界の進歩は速く、産業界では最先端技術のみに精通することではなく、技術の進歩に素早く対応できる確実な基礎学力が求められている。本学では、体系的な教育により、変化の早い技術の進歩に対応できる「確かな基礎学力」を身につけ、技術革新をリードできる、柔軟性豊かな人材を育成する。

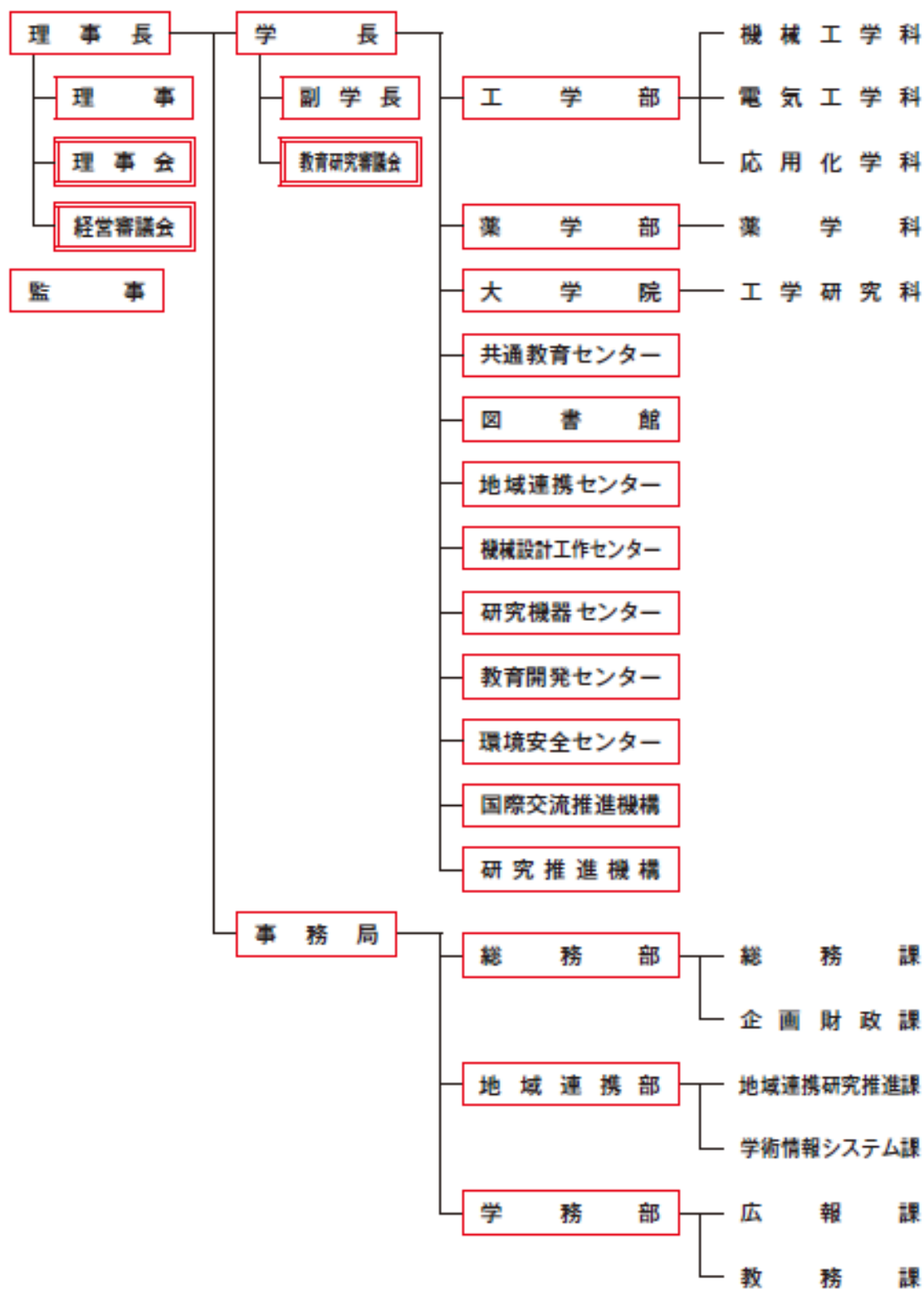
b) 高度な専門知識

地域産業界の中核で活躍する人材（キーパーソン）になるには、学問の本質に迫る深い専門知識を有し、応用を創造できる力が必要である。本学では、高度な専門知識と応用技術、研究方法を習得し、事象の本質的な理解を深めるとともに、応用を創造できる能力と、課題を発見し解決できる能力を身につけた、独創性豊かな人材を育成する。

c) 豊かな人間形成

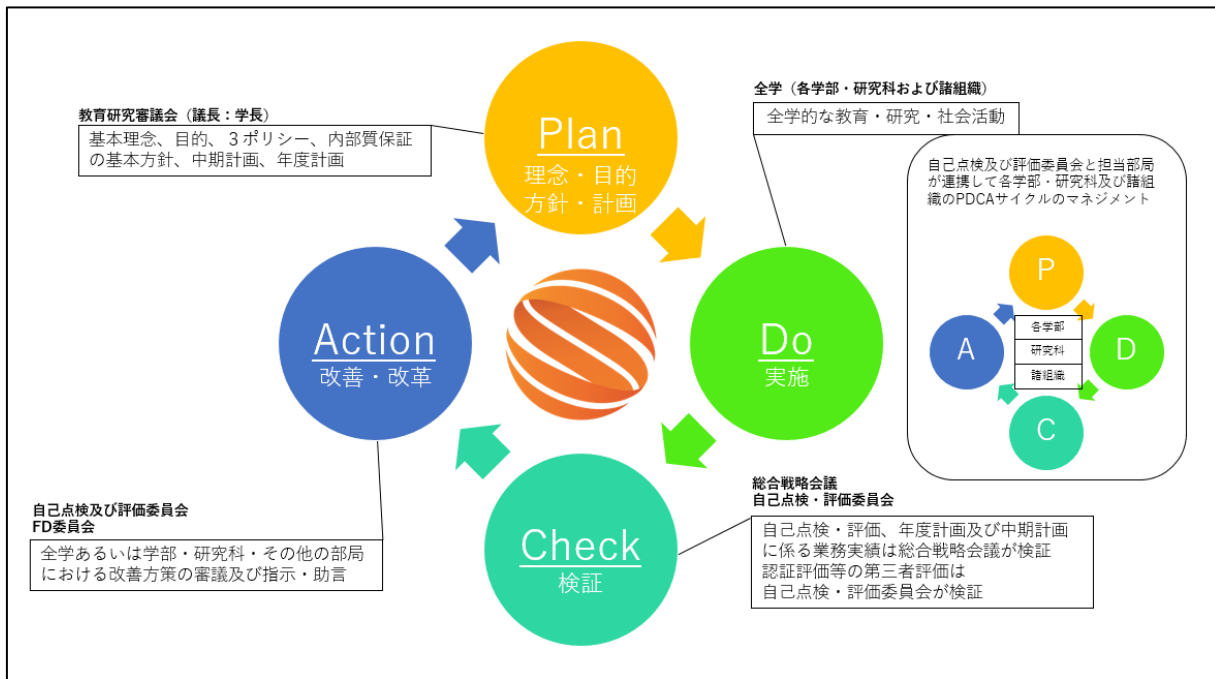
リーダーとして活躍するには、世界の動きや文化を理解できる深い教養と学際領域の幅広い知識が必要である。本学では、国際感覚、社会認識、経済感覚、倫理や責任感、自然科学に対する教養を育み、物事に対する自分の考えや視点を持ち、口頭・文章で表現できる能力や国際的に通用する英語力の基礎を身につけた、人間性豊かな人材を育成する。

(6) 大学組織図 (令和2年5月1日)



教育研究上の基本となる組織として、工学部（機械工学科、電気工学科、応用化学科）、薬学部（薬学科）、工学研究科工学専攻（修士課程、博士後期課程）の2学部4学科、1研究科1専攻を設置している。

(7) 内部質保証体制図



全学的な内部質保証は、学長を議長とし、学部長、研究科長、学生部長、共通教育センター長、地域連携センター長、図書館長、事務局長、事務部長で構成される「自己点検・評価委員会」が主体となり、上記の枠組みを基軸に推進している。自己点検・評価委員会を教学面から補完する組織としてFD委員会を設置しており、FD委員会では「教授方法、教育内容・手段・環境等の点検及び改善に関すること」、「授業評価の実施に係る企画・運営に関すること」及び「教育課程の点検及び改善並びに調整に関すること」等の審議及び指示・助言を行っている。

1) Plan (方針・計画)

教育研究に関する重要事項を審議する全学的な機関として、学長を議長とした「教育研究審議会」を設置している。本審議会の構成員は、その半数を本法人の役員及び職員でない外部の者により構成されている。本審議会では、「中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの」、「教育課程の編成に係る方針に関する事項」など教育・研究に関する事項を協議している。

2) Do (実施)

年度計画及び方針等に沿って、学部・研究科及び各部局は教育研究活動等を実施する。

3) Check (検証)

年度計画及び教育研究活動等の実施状況についての検証は「総合戦略会議」が行い、認証評価等の第三者評価の検証は「自己点検・評価委員会」が行う。

4) Action (改善・改革)

「総合戦略会議」及び「自己点検・評価委員会」は全学の自己点検・評価結果の適切性、有効性の評価及び改善すべき事項に関して審議する。学長は、この審議結果に基づき全学に対し行動計画を示し、各部局における改善点や目標を明確にしている。

大学の目的

(1) 学則

・山陽小野田市立山口東京理科大学学則

(目的)

第1条 山陽小野田市立山口東京理科大学は、地方都市における落ち着いた教育環境のもと、薬工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に貢献することを目的とする。

・山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則

(目的)

第5条 本学大学院修士課程は、広い視野に立って学識を養い、研究及び応用の面で、理学と工学の調和の取れた能力を育み、常に基本に立ち戻って新しい課題に取り組む態度を培うことを目的とする。

2 本学大学院博士後期課程は、修士課程で育まれた能力、幅広い知識を最先端の研究分野に活かし、これを深く窮め、社会の要請に弾力的に応えるとともに地域社会に貢献する能力を培うことを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

大学の目的は、「理学の普及をもって国運発展の基礎とする」という建学の精神を基に、学則第1条において、「山陽小野田市立山口東京理科大学は、地方都市における恵まれた教育環境のもと、薬工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する人材の育成に貢献することを目的とする。」と定めている。

大学の目的を実現するために、教育研究上の組織として、工学部（機械工学科、電気工学、応用化学科）、薬学部（薬学科）の2学部4学科を設置している。

学部における人材の養成に関する目標は、学則第4条において、「工学部は、機械工学科、電気工学科及び応用化学科における教育研究を通じて、「工学」と「理学」の融合を目指した独創的かつ先進的な取り組みを行い、社会に役立つ工学を開拓できる専門及び応用知識の探求、先進技術及び工学に応用できる実験技術の教授を通じて、人間や自然・環境を意識して問題を解決できる能力、自己表現力や情報解析能力を高め、世界的視野で物事を思考できる人間性豊かな科学技術者を育成する。」と定め、また「薬学部は、「薬学をとおして人の健康を守る」という高い志と倫理観・研究心を持ち、薬剤師資格を得た優れた薬学人を養成し、もって山口県を中心とする地域に貢献することを目的とする。」と定めている。

工学部の学士課程を修了した者には「学士（工学）」を、薬学部の学士課程を修了した者には「学士（薬学）」の学位を授与する。このように教育研究組織は、「薬工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究する」という大学の目的と整合したものとなっている。

2) 収容定員

学部の入学者数は、入学定員320人に対し、令和2年度の入学者数は329人（入学定員充足率102.8倍）であり、平成27年文部科学省告示第154号にて定められた入学定員の超過率1.10倍未満（学部規模100人以上300人未満の基準）を遵守している。

また、令和2年度における収容定員充足状況は、収容定員1,160人に対し、学生数は1,227人（収容定員充足率105.8倍）であり、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理している。

〔参考〕学部の入学定員、入学者数（令和2年度）、収容定員、学生数（令和2年5月1日現在）

学部	学科	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
工学部	機械工学科	60	63	240	266
	電気工学科	60	61	240	247
	応用化学科	80	84	320	336
薬学部	薬学科	120	121	360	378
合計		320	329	1,160	1,227

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持に努めている。
改善を要する点	本学が山口県内で唯一となる公立薬工系大学として、地域の社会・経済・文化への貢献を果たすために、地域が必要とする教育研究組織の再編を含めた改善に取り組む。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款 第1条（目的） ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第1条（目的） ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・ 建学の精神
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款 第1条（目的） ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第1条（目的）
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第4条（人材育成に関する目的） ○ 認証評価共通基礎データ
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第4条（学部及び学科）
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	（同上）
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第4条 ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・ 教育組織・教員の数
⑦	第十八条（収容定員） 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第5条（収容定員） ○ 認証評価共通基礎データ
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款 第3条（大学の設置） ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第4条第2項（学部及び学科）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 目的

大学院では、教育研究上の基本となる組織として、工学研究科工学専攻に修士課程、博士後期課程を設置している。

修士課程の目的は、大学院学則第 5 条第 1 項において「本学大学院修士課程は、広い視野に立って学識を養い、研究及び応用の面で、理学と工学の調和の取れた能力を育み、常に基本に立ち戻って新しい課題に取り組む態度を培うことを目的とする。」と定めている。

博士後期課程の目的は、同条第 2 項において「本学大学院博士後期課程は、修士課程で育まれた能力、幅広い知識を最先端の研究分野に活かし、これを深く窮め、社会の要請に弾力的に応えるとともに地域社会に貢献する能力を培うことを目的とする」と定めている。

修士課程における人材の養成に関する目的は、大学院学則第 6 条第 2 項において、「修士課程は、科学技術が工学と理学の各分野が相互に関連し合って進歩を遂げている現状を踏まえて、理工学分野を横断的な視点で捉えた研究・教育を行い、多様な専門性を要求される業務に必要な研究能力及び学識を備えるとともに、技術者及び研究者に要求される倫理及び常識を修得し、それぞれの分野で個性及び創造性を発揮できる人材を育成し、科学技術の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

博士後期課程における人材の養成に関する目的は、「博士後期課程は、高度に専門的な業務に従事するのに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を備え、研究者として自立し世界的水準で活躍できる人材を育成し、特に材料分野における科学技術の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

修士課程を修了した者には、「修士（理学）」又は「修士（工学）」の学位を、博士後期課程を修了した者には、「博士（理学）」又は「博士（工学）」の学位を授与する。

2) 収容定員

修士課程の入学者数は、入学定員 15 人に対し、令和 2 年度の入学者数 15 人（入学定員充足率 100%）、収容定員充足状況は、収容定員 30 人に対し、学生数 37 人（収容定員充足率 123.3%）である。

博士後期課程の入学者数は、入学定員 3 人に対し、令和 2 年度の入学者数 0 人（入学定員充足率 0%）、収容定員充足状況は、収容定員 9 人に対し、学生数 3 人（収容定員充足率 33.3%）である。

〔参考〕大学院の入学定員、入学者数（令和 2 年度）、収容定員、学生数（令和 2 年 5 月 1 日現在）

研究科	課程	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
工学研究科	修士課程	15	15	30	37
	博士後期課程	3	0	9	3
合 計		18	15	39	40

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	幅広い知識を最先端の研究分野に活かし、これを深く窮め、社会の要請に弾力的に応えるとともに地域社会に貢献する能力を持った人材の育成。
改善を要する点	博士後期課程の収容定員を充足するとともに、博士後期課程では材料分野以外の領域の発展に貢献できるよう、教員の研究能力の向上を図る。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第5条(目的)
大学院設置基準		
②	<p>第一条の二(教育研究上の目的) 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第6条第2項(人材養成に関する目的)
③	<p>第二条(大学院の課程) 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程(学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第3条(課程) 第4条(修業年限)
④	<p>第三条(修士課程) 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。</p> <p>2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第4条(修業年限)
⑤	<p>第四条(博士課程) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。</p> <p>3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。</p> <p>4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第4条(修業年限)
⑥	<p>第五条(研究科) 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び教、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第6条第1項(研究科)
⑦	<p>第六条(専攻) 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。</p> <p>2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第6条第1項(研究科)
⑧	<p>第十条(収容定員) 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。</p> <p>3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p> <p>※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第7条(収容定員) ○認証評価基礎データ
⑨	<p>第二十二條の四(研究科等の名称) 研究科及び専攻(以下「研究科等」という。)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第6条第1項(研究科) 第6条第2項(人材養成に関する目的)

□ 教員組織に関すること（①大学）

（1）自己点検・評価の実施状況

1) 教授会

学則第40条において、学部の教育研究に関する審議を行うため、教授会及び教授総会を置いている。教授会は、専任の教授をもって組織し、教授総会は専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。教授総会は、原則として月次に開催している。

教授会及び教授総会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるものとしている

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会及び教授総会の意見が必要なものとして、学長が別に定める事項

2) 教員組織

教育研究上の組織として、工学部（機械工学科、電気工学科、応用化学科）、薬学部（薬学科）、両学部の教養教育を担う共通教育センターを設置している。

専任教員の年齢構成は、30歳以下～40歳が30.2%、41歳～50歳が30.2%、51歳～60歳が21.7%、61歳以上が17.9%とバランスよく配置されている。また、教授が41.5%、准教授が19.8%、講師が19.8%、助教が17.0%、助手が1.9%である。兼任教員は32人であり選択科目を担当している（共に教職課程を含む）。専任教員が担当する科目数の全科目数に対する比率（専兼比率）は約83.1%である。

3) 授業科目の担当

教育上主要と認める授業科目については専任の教授又は准教授が担当するとの大学設置基準に従い、基本的に必修科目については専任の教授又は准教授を配置している。演習、実験、実習を伴う授業科目については、助教、助手及び大学院生によるティーチングアシスタントが補助をしている。

教員の採用・昇任については、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学における専任教育職員の採用及び昇任に関する規程」で実施方法、選考方法、採用・昇任の手続等を明記しており、これに基づいて選考を行っている。

4) 専任教員数

大学における専任教員の数は、大学設置基準の別表第1により学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数と、別表第2により大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数を合計した数を充分満たしている。また、薬学部では、大学設置基準別表第1イ備考10の規定に基づき、薬剤師としての実務の経験を有するものを配置している。

なお、工学部及び薬学部における実務家教員による授業科目の一覧と授業の概要を大学ホームページにて公開している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教養教育実施のための体制整備。
改善を要する点	持続的な教員の資質・能力の向上と適切な評価をめざして、FD委員会をはじめとする各組織委員会の取り組みの改善に努める。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第40条（教授会及び教授総会） 第41条（教授会及び教授総会の審議事項）</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学教授会及び教授総会規程 第3条（審議事項）</p>
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教員組織） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。</p> <p>3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学教授会及び教授総会規程 第5条の6（教育職員）</p> <p>○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務規程 第7条（職務）</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学WEBページ ・教育組織・教員の数 ・教員紹介</p> <p>○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学における専任教育職員の採用及び昇任に関する規程</p> <p>○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学教育職員の資格基準に関する規程</p>
③	<p>第十条（授業科目の担当） 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。</p> <p>2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第6条（教育課程）</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学教務委員会規程 第2条（審議事項）</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学シラバス</p>
④	<p>第十二条（専任教員） 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。</p> <p>2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。</p>	<p>○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学就業規則 第4条（職務専念義務）</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学教育職員の服務に関する内規 第3条（学外兼職の取扱い）</p> <p>○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学クロスアポイントメント制度に関する規程</p>
⑤	<p>第十三条（専任教員数） 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学WEBページ ・教育組織・教員の数</p> <p>○認証評価共通基礎データ</p>

□ 教員組織に関すること（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

1）研究科会議、研究科委員会

大学院学則第36条において、大学院の教育研究に関する審議を行うため、研究科会議及び研究科委員会を置いている。研究科会議は、専任教員の研究指導教員、研究指導補助教員及び授業担当教員をもって組織し、研究科委員会は、研究科長、研究指導教員のうちから研究科長に選ばれた者をもって組織している。

研究科会議における審議事項は、大学院学則第37条において「学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるものとする。」としている。

(1) 学生の入学、課程の修了に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見が必要なものとして、学長が定める事項

また、研究科委員会における審議事項は、大学院則第38条において「研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるものとする。」と定めている。

(1) 学位の授与に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見が必要なものとして、学長が定める事項

2）教員組織

大学院では、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるように、研究科の授業及び研究指導を担当する「研究指導教員」、研究科の授業及び研究指導の補助を担当する「研究指導補助教員」、研究指導教員又は研究指導補助教員以外の者で各研究科の授業を担当する「授業担当教員」に区分して配置している。

研究指導教員、研究指導補助教員及び授業担当教員の資格基準は「山陽小野田市立山口東京理科大学大学院教員資格基準」に定めている。

大学院では、研究科の基礎となる学部の専任教員26名、大学院の専任教員1名の計27名により構成されている。年齢別の教員構成は、30歳以下～40歳が11.1%、41歳～50歳が25.9%、51歳～60歳が33.3%、61歳以上が約29.6%であり、特定の範囲の年齢に著しく偏ることのない構成となっている。兼任教員は1人であり2科目を担当している。専任教員が担当する科目数の全科目数に対する比率（専兼比率）は約93%である。

3）組織的な教育

大学院生が自らの専門分野以外の専門分野についても学ぶ機会を与えるために、特論（専門分野の2科目と他分野1科目）、外部講師による特別講義（専門分野1講座と他分野1講座）を選択必修科目として設定している。また、工学研究科の専攻幹事3名を母体となる学部である工学部の3学科に属する教員が担当するなど、組織的な教育に取り組んでいる。

また、大学院生が教員のアシスタントとして、学部学生の実験・実習等の指導にあたり、教える体験を通じて指導能力を高めるティーチングアシスタント制度を導入している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	大学院生をティーチングアシスタントとして雇用し、教育を行う側の体験を積ませることで、将来有能な教育者・研究者の育成に努めている点。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第八条（教員組織） 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。</p> <p>4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。</p> <p>5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第 34 条（授業及び研究指導の担当）</p> <p>○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学教育職員の資格基準に関する規程</p> <p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学院運営規程 第 2 条（大学院教員の種類）</p> <p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学位規則</p>
②	<p>第九条（教員組織） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者</p> <p>ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第 34 条（授業及び研究指導の担当）</p> <p>○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学教育職員の資格基準に関する規程</p> <p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学院運営規程 第 2 条（大学院教員の種類）</p> <p>○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学大学院担当教員の資格基準等に関する規程</p> <p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学院工学研究科教員構成及びその資格基準と審査に係る内規</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	<p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第 6 条第 1 項（研究科）</p> <p>○ 認証評価基礎データ</p>

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

学則第 22 条において「本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。」と規定し、入学者受入れの方針に沿って、入試方式の募集単位ごとに、入学者に求める能力・適性等についての考え方をまとめた入学者選抜方針を設定し、入学者選抜の方法や出題内容等に反映させるように工夫している。

2) 教育課程の編成方針

工学部では、高度な専門知識と応用技術を修得すると共に、人間や自然・環境を配慮した問題を解決できる能力、自己表現力や情報解析能力を修得できる体系的な教育課程を編成している。段階的な知識の修得を支援するため、一般的素養を深めるための「一般科目」、各専門分野の基盤をなす「基礎科目」、専門家としての能力を養うための「専門科目」の 3 種類の科目分類を体系的に配置している。

薬学部では、高い倫理観と研究心を持ち、薬学をとおして人々の健康を守るという志と自己研鑽力を持った人材を育成する。その基本理念を実現するため、教育課程を編成している。入学時から卒業時まで一貫して薬剤師・薬学人として、豊かな人間性と高い倫理観を持ち、患者本位の視点で人の命と健康な生活を守るという使命感と責任感を醸成している。

教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成している。

3) 単位

卒業に必要な修得単位数の下限は、工学部では 128 単位、薬学部では 205 単位である。履修科目単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成され、この 45 時間の学修は、講義、演習等の授業時間に加えて、学生が自主的に行う準備、学習等の自習時間が含まれている。

4) 授業科目の授業時間

単位制の趣旨を保つために、シラバスには学生が予習や復習など授業外において学習する具体的な内容を提示し、学生が主体的に授業のための事前及び事後学習を展開できるように工夫している。シラバスには、半期科目の場合は、授業 15 回分と定期試験 1 回分を合わせた合計 16 回分の授業計画と、当該授業科目を修得することにより、学生がどの程度の知識・能力を身につけることができるかについても記載している。

5) 履修科目の登録の上限

1 単位 45 時間を確保するために、工学部では学則の規定に基づき履修科目の登録上限を設定し、1 年間の登録単位数の上限を 46 単位として教育課程を編成している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	シラバスの記載内容を工夫し、学生が主体的に授業のための事前及び事後学習を展開できるようにしている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 22 条（入学資格） 第 23 条（入学者選考）</p> <p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学入試委員会規程</p> <p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学入学試験実施規程</p> <p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・ 入学者受入れの方針</p>
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 6 条（教育課程）</p> <p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・ 教育課程の編成方針 ・ カリキュラムマップ ・ カリキュラムツリー</p>
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>三 一の授業科目については、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 9 条（単位制及び単位の計算方法）</p>
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 19 条（学期及び授業期間）</p>
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 9 条（単位制及び単位の計算方法）</p>
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 9 条（単位制及び単位の計算方法）</p>
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百四十七条を参照すること</p>	<p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 11 条（学修成果の評価）</p> <p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 シラバス</p> <p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・ 学修成果の評価基準</p>
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	<p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 10 条（単位の認定）</p>
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 11 条の 2（履修科目の登録の上限）</p>

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

大学院学則第 21 条において、修士課程の入学試験は、原則として TOEIC のスコア、筆記試験、面接、出身大学の成績等により行い、博士後期課程の入学試験は、TOEIC のスコア、面接、出身大学の成績等のほか、修士論文及び修士課程の成績をも考慮して行うと規定し、入学者受入れの方針に沿って、入学者選抜の方法や出題内容等に反映させるように工夫している。

2) 教育課程の編成方針

工学研究科における教育課程は、機械工学、電気工学、情報科学、物質化学の分野に関連し、伝統的な学問区分や専門区分にとらわれない横断的・学際的な視点をもって理工学分野を展望し、広い視野に立って学識を養えるように編成する。この教育課程において修得した学識を活かして、自ら独創的な研究課題に取り組み、理学と工学の調和した研究及び応用の能力を培うとともに、技術者・研究者が備えるべき問題解決能力と倫理観を醸成する。

<修士課程>

- ① 専門分野ごとに 5 講座の「特論」を設け、3 講座を選択必修とし、自らの研究分野とは異なる分野を含む幅広い理工学の基礎概念を育成する。
- ② 学外の講師による「特別講義」2 講座を選択必修として、最新の研究の進展状況を知るとともに、講師の学術研究に対する姿勢や創造性の育成の方法などの知見を広げる機会を設ける。
- ③ 「国際コミュニケーション」を設け、外国語によるプレゼンテーションの能力を向上させ、研究成果を情報発信する意識を高める。
- ④ 「キャリア指導」及び「技術マネジメント論」を必修科目として置き、研究に対する意識を高め、修士の学位取得者として社会で活躍する心構えを養う。

<博士後期課程>

- ① 修士課程で育まれた研究遂行能力及び幅広い知識を最先端の研究分野に活かして、より深く窮め、社会の要請に弾力的に応えるとともに国際社会に貢献するための能力を培う。
- ② 自らの専門分野について世界的な視野をもち、その進歩進展を常に把握する姿勢を身につけるために、国内外の学会等での発表及び討論の方法、並びに学術論文の執筆に関する指導を行い、研究成果を正確に表現し、発信する能力を涵養する。

3) 修了要件

修士課程の修了要件は、大学院学則第 15 条に明示され、それを満たした者に学位を授与している。修士課程の審査委員会は主査 1 名、副査 2 名で構成し、学位論文の審査によって業績報告会（最終試験）での発表の可否を判定し、可となった者が業績報告会での発表を行い、審査委員会の評価にもとづいて研究科の全教員による判定により可否を判定することで基準を厳正に適用している。

博士後期課程の修了要件は、大学院学則第 15 条の 2 に明示され、それを満たした者に学位を授与している。博士論文の審査委員会は主査 1 名、副査 4 名以上で構成し、副査には必ず学外の審査員を加えることで公正な審査を行っている。博士の学位論文は、学位授与から 1 年以内にリポジトリにおいて公開している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	自身の専攻分野以外の専門分野についても学ぶ機会を提供している。
改善を要する点	研究室での課題解決型セミナーを行うことにより、学生の学習意欲の向上を促進する。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第20条の2（入学資格） 第21条（入学試験） ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学入学試験実施規程 ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・ 大学院入学者受入方針
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第5条（目的） 第8条（教育方法） ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・ 教育課程の編成方針 ・ カリキュラムマップ ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学院工学研究科細則
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第8条（教育方法）
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第8条（教育方法） 第9条（研究指導委託） 第34条（授業及び研究指導の担当）
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第14条（授業科目の単位の認定等） 第15条（修士課程の修了要件） 第15条の2（博士課程の修了要件） 第16条（学位論文の審査等） 第17条（最終試験） ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学位規則 ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学院工学研究科細則 ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・ 学修成果に対する評価の方針
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。</p>	<p>（大学院設置基準第13条及び第14条の2と同一）</p>

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 校地

校地面積は 104,566.86 m²、校舎面積は 58,880.22 m²、運動場用地は 18,424.75 m²であり、大学設置基準を満たし、学生が余裕をもって休息、交流その他に必要な設備が備えられている。キャンパスは J R 小野田線の雀田駅から徒歩 5 分の距離にあり、広々とした敷地、自然豊かなキャンパス内には多彩な施設や最新設備が整っている。

2) 運動場

キャンパス内には、体育館のほか、トレーニングルームを配備し、授業や課外活動等で有効活用している。体育館 1 階のアリーナでは、バレーボール、バスケットボール、剣道、柔道等の活動ができ、2 階のトレーニング室は、ウェイトトレーニング用の器具を整備している。新しい運動場及びテニスコートを、令和 5 年 3 月末までに、校地内（面積約 17,818 m²）に整備する計画である。この間の運動場の代替として、大学と山陽小野田市との間で確約書を結び、大学から徒歩約 10 分の場所にある山陽小野田市赤崎運動用地（面積 13,062 m²）を確保し、大学が優先的に利用することとしている。テニスコートの代替として、大学から徒歩約 10 分の場所にある山陽小野田市浜河内緑地公園のテニスコート、小野田中央公園のテニスコートを利用している。また、学生が利用した際には、使用料金等を大学が負担し、経済的な便宜を図っている。

3) 校舎施設等

建物の耐震基準については、昭和 56（1981）年に定められた「新耐震基準」に基づいて設計施工されており、安全性が確保されている。生活環境に係る施設・設備のバリアフリー化に関しては、車椅子対応のトイレ、エレベーター、スロープ等を記載したサポートマップをホームページに掲載している。専任の教員に対しては研究室を配置している。講義室、演習室、実験・実習室は、2 号館、3 号館、5 号館、6 号館、7 号館及び 8 号館に配置され、適切な運用が行われている。

図書館は、教育研究上必要な資料を系統的に収集するとともに、5 号館の本館に加えて 7 号館に別館を配置して、資料提供の利便性向上を図っている。また、種々の文献検索・閲覧システムに対応すると同時に山陽小野田市立図書館をはじめとした他図書館との相互利用関係を構築して、館単独では避けがたい資料アクセスの不全性除去に努めている。さらに、本館内にアクティブ・ラーニング室を設置し、利用促進措置を講じている。加えて、図書館独自の自己点検・評価活動の一貫として、「図書館年報」の中で図書館の利用に関するアンケート調査を毎年実施し、教育研究環境の整備と適切な運営・管理とに役立てている。

情報処理のための施設として、5 号館にコンピュータ実習室と学生が自由に利用できるコンピュータラウンジを、6 号館に CBT でも活用するコンピュータ室を 2 室設置している。また学生が所有するノート PC を学内ネットワークに接続するための無線 LAN アクセスポイントを多数設置している。

また、大学構内に学生宿舎（学生寮）を 32 室設置しているほか、大学構内と、山陽小野田市の中央部に位置する市が運営する自然公園「江汐公園」の 2 箇所、薬学部附属薬用植物園を設置し、薬学教育を行うのに必要な薬用植物の栽培や育苗、収穫を行っている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	他機関と連携し、学生が様々な活動がしやすい環境を整備している点。図書館では、資料構成に常に目配りをして、必要に応じて、重点配分予算を用いて年度毎に柔軟かつ敏速に対応できる体制を整えている点。（具体的には、たとえば、新型コロナウイルス感染対策としての、令和2年度における電子書籍充実化措置）
改善を要する点	既存の施設・設備の更なる充実を図り、大学全体の教育・研究環境の整備に努める。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ</p> <p>・キャンパス・附属施設紹介</p> <p>○認証評価共通基礎データ</p>
②	<p>第三十五条（運動場） 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であって次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ</p> <p>・キャンパス・附属施設紹介</p> <p>○認証評価共通基礎データ</p>
③	<p>第三十六条（校舎施設等） 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ</p> <p>・キャンパス・附属施設紹介</p> <p>○認証評価共通基礎データ</p>
④	<p>第三十八条（図書等の資料及び図書館） 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学図書館規程</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ</p> <p>・図書館について</p> <p>○認証評価共通基礎データ</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学研究機器センター規程</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学機械設計工作センター規程</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部附属薬用植物園規程</p>

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 事務組織

事務組織は、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学事務組織規程」に基づき、事務局を置き、総務部、学務部、地域連携部に職員を配置し、各業務責任者間の意見交換を積極的に実施し、業務の改善や各業務間の調整を行っている。

また、女性活躍推進の行動計画を作成し、女性人材の活用・登用を進めている。事務局では令和2年度は、係長級以上の職員の50%は女性職員となっている。

本学では、第一期中期計画において「第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」に「人材育成の強化」を掲げ、適切な人事評価制度の確立、大学事務における専門性の強化、業務内容に応じた適材適所の配置及び人材確保、管理運営及び教育研究支援等の向上に向けた事務職員の職能開発等を実施することとしている。

このため、「事務職員人材育成基本方針」を定め、職員として求められる意識・意欲と各職階に求められる役割と能力を明確化し、それに応じた人事管理や人材育成等の主な取り組みを示し、職員一人ひとりがモチベーションを高く維持しつつ自らの能力を発揮、向上できるように、組織全体で人材育成に努めている。

2) 厚生補導の組織

学生部委員会は、学生生活支援及び厚生補導全般に関して担当する組織で、学生部長、学科及び共通教育センターから選出された4名の教員及び教務課長で構成されている。原則として、毎月1回定例で委員会を開催し、学生生活支援及び厚生補導全般に関する事項を審議している。学生相談室は、臨床心理士（公認心理士）が（週4日）常駐し学生生活全般に関する相談を受け付け、心療内科医が月1回来校し、専門的なカウンセリングを行っている。また、学生部委員会委員が月2～3回学生相談を行い、教務課学生係では、学生からの要望・意見を窓口で受け付け、相談内容により学生部委員会や教務幹事と連携しながら適切なアドバイスを行っている。

3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制

教育課程内外にわたる社会的・職業的自立に関する指導等の実施に向け、就職指導に関わる教員「就職幹事」、進路支援に関わる職員、キャリアカウンセラー、ジョブサポーターを配置し、キャリア教育の実施と就職・進学の実支援を行う体制を整備している。学生一人ひとりの就職活動情報は、教務課進路支援係が一元管理し、教員と事務職員がその情報を共有し、きめ細かい支援を行っている。「リーダーシップ論」では、産業界の経営者やリーダーを講師として招聘し、討論と分析・発表等を行い、ビジネス社会におけるリーダー育成、起業家精神、グローバル思考の重要性を認識させるとともに、意思決定、分析力、価値観を醸成し、行動に繋げるきっかけを与え、リーダーシップとマネジメントスタイルについて学んでいる。

大学院における社会的・職業的自立に関する指導として、大学院修士課程1年次の必修科目として「キャリア指導」と「技術マネジメント論」を開講し、修士の学位の有する者として社会で活躍する心構えを養っている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	大学内の組織間の有機的な連携を図りながら教育課程内外にわたる社会的・職業的自立に関する指導を行っている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学事務組織規程 ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学事務分掌規程
②	第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学学生会規程 ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学厚生保健施設運営規程
③	第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学就職幹事会規程 ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学インターンシップ委員会
	大学院設置基準	
④	第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学事務組織規程 ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学事務分掌規程

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 卒業の認定に関する方針

学部では、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確にし、何ができるようになるかに力点を置いて、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかという学位授与方針を定め、冊子「学修簿」及び大学のホームページに掲載し周知している。

大学院においても学位授与方針を定め、冊子「大学院要覧」及び大学ホームページに掲載し周知している。

2) 教育課程の編成及び実施に関する方針

教育課程編成・実施の方針を、次のとおり明確に定めている。

- ① 大学の理念に基づいて各学科が定める教育目標を実現するための教育課程を編成する。
- ② 高度な専門知識と応用技術を修得すると共に、人間や自然・環境を配慮した問題を解決できる能力、自己表現力や情報解析能力を修得できる体系的な教育課程を実践する。
- ③ 段階的な知識の修得を支援するため、一般的素養を深めるための「一般科目」、工学分野における各専門分野の基盤をなす「基礎科目」、専門家としての能力を養うための「専門科目」の3種類の授業科目を体系的に配置する。
- ④ 「一般科目」は、「英語」科目の他、国際感覚、倫理、コミュニケーション、キャリア開発等の能力を修得できる「人間科学」科目を配置する。
- ⑤ 「基礎科目」は「基幹基礎科目」と「専門基礎科目」の授業科目を効果的に配置する。「基幹基礎科目」は工学部の学生にとって必修科目とし、「専門基礎科目」は学科ごとに特色ある「専門科目」との接続を図る。
- ⑥ 「専門科目」を通じて、各分野における高度な専門知識と応用技術、研究方法を修得し、事象の本質的な理解を深めるとともに、それぞれの分野で応用を創造できる能力と、課題を発見し解決できる能力を身につける。

大学院工学研究科における教育課程は、機械工学、電気工学、情報科学、物質化学の分野に関連し、伝統的な学問区分や専門区分にとらわれない横断的・学際的な視点をもって理工学分野を展望し、広い視野に立って学識を養えるように編成している。この教育課程において修得した学識を活かして、自ら独創的な研究課題に取り組み、理学と工学の調和した研究及び応用の能力を培うとともに、技術者・研究者が備えるべき問題解決能力と倫理観を醸成する。

3) 入学者の受入れに関する方針

入学受入れの方針は、「入学受入れ要項」及び「学生募集要項」に掲載するとともに、大学ホームページにより学内外に周知している。また、入試方式の募集単位ごとに、入学者に求める能力・適性等についての考え方をまとめた入学受入れ方針を設定し、入学受入れの方法や出題内容等に反映させるように工夫している。

また、本学では、「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受け入れの方針」に基づき、機関レベル(大学)、教育課程レベル(学部・学科)、科目レベル(個々の科目)の3段階により、学修成果・教育成果を評価・測定を行う、「学習成果の評価方針」を定め、各方針の一貫性の確保に努めている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	3つの方針を明確に定め、周知に関する工夫を行っている。
改善を要する点	3つの方針の一貫性の確保をより明確にすることに努める。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。</p> <p>一 卒業の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建学の精神 ・ 教育研究上の目的 ・ 卒業の認定に関する方針 ・ 教育課程の編成及び実施に関する方針 ・ 入学者の受入れに関する方針 ・ 学修成果に対する評価の方針

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教育研究活動等の情報公表

学校教育法施行規則第172条の2(教育研究活動等の情報の公表)に規定された教育情報については、法令を遵守し、ホームページで公表している。本学では、山陽小野田市立山口東京理科大学教育研究活動等の情報公表に関する取扱要領を定め、次のとおり公表する情報を定めている。

- ・ 大学の教育研究上の目的(建学の精神、教育研究理念、学部の教育研究上の目的等)
- ・ 教育研究上の基本組織(学部・専攻科の紹介、大学院の紹介)
- ・ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- ・ 入学者に関する受入方針、入学者数及び入学者推移、収容定員数、在籍学生数、退学者数、卒業・修了者数、就職・進路状況
- ・ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画(シラバス、授業予定等)
- ・ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準(取得可能学位一覧、学位授与方針、学部卒業所要単位数、大学院修了の要件、学部別進級率、学位授与数)
- ・ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- ・ 授業料、入学料、その他の大学が徴収する費用
- ・ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ・ 教育上の目的に応じ、学生が習得すべき知識及び能力に関する情報
- ・ その他の情報(教員一人当たり学生数、収容定員充足率、産学官連携、特色ある取組)
- ・ 関係規程
- ・ 事業計画等(事業報告、財務情報、自己点検・評価)

このほか、本学の基本的な情報を「大学要覧」及び「財務レポート」としてとりまとめ、ホームページに掲載し公表している。

2) 社会教育活動の情報公表

本学では、「教育・研究と地域貢献が一体化した生涯教育の充実」を基本理念の一つとして掲げ、地域社会と地域産業の振興・発展に寄与する社会貢献活動に取り組んでいる。これらの取り組み状況を「地域連携・社会貢献レポート」、「研究シーズ集」としてとりまとめ、ホームページに掲載し公表している。

3) 環境教育研究活動の情報公表

高等教育機関としての責務として、環境に関する教育研究活動を積極的に進めることが重要であると捉え、環境関連のカリキュラムを重視し、環境マインドを持った技術者及び薬剤師を育成することを環境方針のひとつとして掲げている。このような環境教育研究活動の情報を「環境報告書」としてとりまとめ、ホームページに掲載し公表している。

4) SDGs 研究活動の情報公表

本学は、国際目標であるSDGsを視野に入れ、工学・薬学・人文社会学・自然科学を総合した視点により、科学技術のイノベーションと薬学をとおした健康増進を思考・俯瞰できる人材を地域社会に送り出すことを目標としている。このため、SDGsが目指す17のゴールに関する研究活動の情報をホームページに掲載し公表している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	公表すべき事柄を要領として定め、積極的に情報公表に努めている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 大学教育研究活動等の情報公表に関する取扱要領 ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・ 情報公表 ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学事業報告書
	学校教育法施行規則	
②	<p>第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること <p>2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 大学教育研究活動等の情報公表に関する取扱要領 ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・ 情報公表 ・ 教員紹介 ・ 研究シーズ集 ・ 研究者データベース ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 大学案内 ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 大学要覧

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

本学では、大学の目的が実現されるように自己点検・評価を行い、それに基づいて各学科でそれぞれの使命・目的、さらにそれを実現するための学習教育目標を設定している。そして、これらの学習教育目標を実現するための授業科目を1年生から4年生の期間に配置している。教育プログラムの自己点検・評価については、日本技術者教育認定機構（JABEE）における教育プログラムの点検手法を参考にしており、平成14(2002)年度には、素材基礎工学科（現・応用化学科）が自己点検・評価報告書を作成し、日本技術者教育認定機構の分野別認証評価を受け、その後概ね3年又は6年ごとに評価を継続して受けている。

学部では学科内に委員会を作り、上記の大学の使命・目的が実現されるように自己点検・評価を行っている。

本学では自己点検・評価委員会が全学の自己点検・評価を総括し、機械工学科・電気工学科では学科会議のもとに教育点検委員会、カリキュラム検討委員会、JABEE委員会を設け自己点検・評価を定期的に行っている。この中で、学科会議は毎月1回開催され、各委員会の報告に基づき、必要に応じて審議や改善を行う。教育点検委員会は、成績評価・成績資料管理・シラバス内容の点検・評価を行う。カリキュラム点検委員会は年に1回学科カリキュラムの内容の確認を行う。応用化学科では特別に科目間委員会を設置している。大学院では研究科幹事会・研究科会議・研究科委員会で自己点検・評価を行っている。

全学の自己点検評価活動は、学長のもと自己点検・評価委員会により行われる。さらに詳細には、自己点検・評価活動は各委員会により、学科単位で行われる。3学科共通で、「年度の学科会議・各種委員会スケジュール」で年間スケジュールをたて、学科内で公開、共有している。各学科会議では毎月各委員会の報告に基づき、必要に応じて審議や改善を行っている。教育点検委員会では毎年3月に公開前シラバス点検を行う。

この点検では学生に対して各授業での予習・復習等適切な情報が公開されているか否か、成績評価法が適切であるか否か等を確認する。また、4月に公開後シラバス点検を再度行い、公開前シラバスとの二重のチェックを行う。シラバスは年1回4月に更新されるので、この周期は適切である。毎年4月から5月に前年度及び前年度の後期、9月から10月に当該年度の前期の成績資料点検を行う。この点検では成績評価がシラバスに記載の通り客観的かつ適切に行われているか、証拠書類が適切に整理されているかを点検し、全教科について授業担当教員にフィードバックを行い、不適切な教科に関しては改善を要求し、再チェックを行う。カリキュラム検討委員会は7月から8月にかけて全教科の内容の適否の点検・評価を行う。結果は11月までにまとめ、11月の教授総会に提出し、審議ののちに翌年度の教科の変更が可能になるのでこの周期は適切である。

大学院では、研究科幹事会を毎月開催し、研究・教育及び大学院全般の事項の状況を把握し、対処している。特に、重要な事項は、研究科会議で審議している。教育課程については、12月に研究科幹事会でカリキュラムを点検し、次年度に変更が必要な場合は原案を作成し、研究科会議に諮る。カリキュラムに従って作成された各科目のシラバスを3月に研究科長及び研究科幹事が点検を行っている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	カリキュラムの点検等を定期的に行っている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従って行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学 自己点検及び評価実施規程 ○山陽小野田市立山口東京理科大学 自己点検評価書 ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学事業報告書 ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学第1期中期目標期間業務実績見込報告書
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学 自己点検及び評価実施規程
	大学設置基準	
⑤	<p>第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学 総合戦略会議規程 ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学法人連絡会議規程
⑥	<p>第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学 FD 委員会規程
⑦	<p>第四十二条の三（研修の機会等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 SD 委員会に関する規程
	大学院設置基準	
⑧	<p>第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学 大学院運営規程
⑨	<p>第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学 FD 委員会規程
⑩	<p>第四十三条（研修の機会等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 SD 委員会に関する規程
	法令外の関係事項	
⑪	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・学習成果に対する評価の方針

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 必要な経費の確保

設立団体の長である山陽小野田市長が、本法人が達成すべき業務運営に関する6ヶ年の中期目標を定める。中期目標には「財務内容の改善に関する事項」を記載することが定められ、設立団体の長は、本法人に中期目標を指示する前に、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経ている。

本法人では、当該中期目標を達成するための6ヶ年の中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受ける。当該中期計画には、予算、収支計画、資金計画、短期借入金の限度額、出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画、重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画を定めている。

設立団体の長は、本法人が申請した中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

また、本法人では、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営、予算、収支計画、資金計画及び出資等に関する年度計画を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、大学ホームページに掲載し公表している。

理事長は、中期目標について市長に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関するもの、また、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項を決定しようとするときは、経営審議会の議を経ることとしている(定款第9条第2項)。また、理事長は、中期目標について市長に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するものを決定しようとするときは、教育研究審議会の議を経ることとしている(定款第9条第3項)。

設立団体の長は、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学運営費交付金交付規則」に基づき、運営費交付金を、中期目標を達成するために活動する法人の業務の財源に充てることにより、法人の持続的な運営を確保することを目的として本法人に交付している。本法人では、学生生徒納付金や外部資金等の自主財源と設立団体から交付される運営費交付金を財源により、法人を運営している。

2) 教育研究環境の整備

教育研究環境の質的充実、老朽化する施設の安全性の確保、環境への負荷の低減、地域との連携など取り組むべき課題等に対し適切に対応しつつ、教育研究活動の基盤となるキャンパス全体の整備・活用を図る「キャンパスマスタープラン」を策定している。

また、経年30年、あるいは大規模改修後30年以上の建物等施設のうち、老朽化した未改修部分の面積(約6万㎡)に関して、大学の運営に支障がないように予算の平準化を図り、教育研究環境の基盤整備を行う。これらについて、中長期にわたり必要となる修繕等整備の試算を前提に、適切な維持管理の方向性を示す「インフラ長寿命化計画」(個別施設計画)を策定のうえ計画的に整備している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	キャンパスマスタープラン、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に施設の有効利用に努めている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
大学設置基準		
①	<p>第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学財務諸表 ○ 山陽小野田市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則 ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学目的積立金取扱規程
大学院設置基準		
②	<p>第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学財務諸表 ○ 山陽小野田市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則 ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学目的積立金取扱規程

又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) ICT環境の整備

コンピュータ関連の機器を教室や授業に取り入れて活用する環境を整備している。講義の復習支援、授業のオンデマンド配信、学生の履修管理、学生による授業評価アンケート実施等を、e-PortfolioやLMS (Learning Management System) 上で行っている。

また、タブレットと教員が開発したシステムといったICTを活用し、反転授業を取り入れている科目について教員同士による研究授業を行い、各教員が独自に工夫・蓄積した授業方法を共有することで相互の授業改善に役立てている。

2) 教職協働による学生への授業支援

学生一人ひとりに対して、チューター教員制を設け、学生個人別に学習・生活指導を実施している。学習サポート教室では、数学や物理学、化学などの基礎科目の学びを、助教及び助手が学生個々の習熟度に合わせて学習を支援する制度であり、授業で十分理解できなかったことがあるといった相談に丁寧に応じている。学生による学習支援としてピアサポートを取り入れ、学部学生が、学部1年生や留学生の勉学上の相談や学生生活の相談を受け、大学生活を経験した先輩学生がピアサポーターとして、教職員とは異なる立場から学生の相談に応じている。

3) 特別な学生支援

障害のある学生の円滑な修学等を支援するため、全学的な組織として学生特別支援窓口を設置し、障害学生コーディネーターとして、障害のある学生のための臨床心理士がカウンセリングを行う体制を整備している。

4) 学生に対する経済的支援

授業料については、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学授業料の免除及び徴収猶予等に関する規程」に基づき、経済的理由により授業料の納付が困難な学生や学業成績が良好である学生に対し、申請により申請資格、学力基準、家計基準に基づき選考を行い、授業料の全額又は半額を免除している。入学金については、市内在住者や大学院生のうち学内進学者に対し、入学金の半額を免除する制度を実施している。

奨学金による支援として、日本学生支援機構が実施する奨学金制度のほか、本学独自の奨学金制度「山陽小野田市立山口東京理科大学特待生奨学金」を導入し、学業において特に優秀な成績を修めた各学科・各学年1名に対し10万円を給付している。

また、山陽小野田市立山口東京理科大学修学支援事業基金により、学部又は大学院修士課程に在籍する学生のうち、経済的理由により修学が困難であり、かつ、学業成績が良好であると認められる学生を対象に、海外留学における経済的支援として10万円を給付している。

5) 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた改善

平成30年度に設置した6年制の薬学部薬学科は、令和5年度に完成年度を迎えるが、設置計画どおりの履行を進めている。設置計画履行状況等調査の結果、文部科学大臣からの意見、是正又は改善の指摘は、特になしの判定となっている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。
改善を要する点	計画的に教育のデジタル化を推進する

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・ コンピュータ環境 ○ SOCU コンピュータ利用案内 ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学情報ネットワーク利用規程
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・ チューター制度 ・ 学修サポート教室 ・ ピアサポート ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学授業嘱託(非常勤)規程 ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学リサーチ・アシスタント規程
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学学生相談規程 ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学における障害を理由とする差別の解消推進に関する対応要領 ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学における障害を理由とする差別の解消推進に関する対応要領における留意事項
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・ 奨学金サポート制度 ・ 公共交通活用フリーパス ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学授業料の免除及び徴収猶予等に関する規程 ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学特待生奨学金規程 ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学奨学基金規程 ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学院博士後期課程の授業料の減免に係る取扱要領
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・ 薬学部履行状況報告書

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>入学者受入れの方針の明確化と周知</p> <p>学部・学科の目的を山陽小野田市立山口東京理科大学学則（以下「学則」という。）第4条において明確に定め、この目的を踏まえ、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。学部のアドミッション・ポリシーは、学部の学生募集要項とホームページに、大学院のアドミッション・ポリシーは、大学院の学生募集要項とホームページに掲載し、広く周知している。</p> <p>教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化</p> <p>学部の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、明確に定め、学部の教育課程編成・実施の方針を受け、各学科の教育課程編成・実施の方針を定めている。大学院においても、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に定め、教育課程編成・実施の方針を受け、修士課程及び博士後期課程における教育課程編成・実施の方針を明確に定めている。カリキュラム・ポリシーはホームページに掲載し、広く周知している。</p> <p>単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用</p> <p>本学では、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確にし、何ができるようになるかに力点を置いて、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかという学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を、明確に定めている。この方針は冊子「学修簿」及びホームページに掲載し、広く周知を図っている。</p>	<p>大学院では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、研究・教育成果を達成した者に対して学位を授与している。この方針は大学ホームページ及び冊子「大学院要覧」に示し、周知徹底を図っている。</p> <p>教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発</p> <p>授業担当教員は、学期末に成績表を提出する際、FD委員長宛にS（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）の割合や、シラバスの遵守、試験やレポート等の難易度の適正評価や教授法の改善等を記述した「教育効果測定結果報告書」を同時に提出することにより、教育目的の達成状況を点検している。</p> <p>学生が1年次に履修する基礎科目や英語と、専門科目とのつながりや教授内容をチェックするために、各学科と共通教育センターとを横断した合同カリキュラム検討会を実施している。</p> <p>各期末に、科目毎（複数クラスの科目については教員毎）に学生に対して、授業に関するアンケートを実施している。設問は、出欠状況、取り組み方、シラバス、プリント・板書等の授業方法等のほかに、自由記述欄と教員が設問を設定できる等の工夫をしており、学生の率直な意見や教員が懸念している点の評価等を反映できるようになっている。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	学生受入れに関する活動の取組み	37
2	教育課程及び教授方法に関する活動の取組み	38
3	単位認定、卒業・修了認定等に関する活動の取組み	39
4	教育目標の達成状況の評価とフィードバックに関する活動の取組み	40
5	専門分野別認証評価機関による工学教育の質の保証	41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	学生受入れに関する活動の取組み
分析の背景	<p>入学者受入れの方針に沿って、入試方式の募集単位ごとに、入学者に求める能力・適性等についての考え方をまとめた入学者選抜方針を設定し、入学者選抜の方法や出題内容等に反映させるように工夫している。入学者選抜方針は、入学者選抜要項と学生募集要項に掲載し、学内外に周知している。入学者選抜方針に基づき、学生受入れ方法を工夫している。</p>
分析の内容	<p>1) 入学者受入れの方針の明確化と周知 学部の目的を山陽小野田市立山口東京理科大学学則（以下「学則」という。）第4条において明確に定め、この目的を踏まえ、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）が定められている。学部の入学者受入れの方針については、入学者選抜要項、学生募集要項、ホームページに掲載するとともに、高校教員対象入試説明会やオープンキャンパス、進学相談会、高校内ガイダンスにおいて説明を行うなど、広く周知している。大学院のアドミッション・ポリシーは、学生募集要項及びホームページに掲載し、周知している。</p> <p>2) 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持 新入生と父母にアンケートを継続的に実施し、入学試験の結果を大学要覧やファクトブックとして取り纏め、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に努めている。学部の入学定員充足率は、入学定員320人に対し、入学者は、平成30年度332人（同104%）、平成31年度368人（同115%）、令和2年度331人（同103%）である。また、令和2年度における収容定員充足状況は、収容定員1,160人に対し、学生数1,227人（収容定員充足率106%）である。</p> <p>3) 学生の受入れの改善・向上方策 大学における在籍学生数については、大学設置基準第18条第3項において、「大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする」とされている。このため、入学者受入れの方針に沿い、学生受入れ方法の工夫の継続とともに、入学定員の管理を厳格に行うように努める。大学院では、学部学生の段階で卒業研究やキャリア関係科目等を通して、大学院の研究や教育の重要性を伝え、大学院進学を促進を図る。</p>
自己評価	<p>入学者受入れの方針に沿い、学生受入れ方法の工夫の継続とともに、入学定員の管理を厳格に行うように努めることにより、さらなる発展と、工夫を行うよう努める。大学院では、学部学生の段階で卒業研究やキャリア関係科目等を通して、大学院の研究や教育の重要性を伝え、大学院進学を促進を図っている。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） ・ 入学者選抜要項 ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学要覧 ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学 FACT BOOK（新入生・父母アンケート編） ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学 FACT BOOK（入試データ編）

タイトル (No. 2)	教育課程及び教授方法に関する活動の取組み
分析の背景	<p>教育課程編成・実施の方針に従い、授業科目の区分を「一般科目」、「基礎科目」、「専門科目」の3種類を体系的に配置している。教育課程は、授業科目の区分により体系的に編成し、工学部では4年間、薬学部では6年間を一体とした教育を行っている。</p>
分析の内容	<p>1) チューター制の導入 専任教員が学生一人一人を担当し、学生の成績（GPA）や履修状況を考慮しながら、履修相談や学生相談を行うチューター制を導入し、教員が担当する学生の履修指導に責任を持ち、きめ細かな学生のサポートを実施している。</p> <p>2) 学修計画表（ポートフォリオ）の導入 学生は、1年間にわたる各自の学修計画表（ポートフォリオ）を作成し、各自ポートフォリオに従って学習に励み、その結果を学期末に成績（達成度評価）として自分自身で学習計画の実施状況を点検する。学生は、チューターのアドバイスを受け、必要ならば学修計画を見直すサイクルを自ら管理することにより修業年限における卒業を成し遂げる。ポートフォリオでは、学生自身が年間の学修目的・目標を定め、履修科目の決定等の実行計画（PLAN）、計画の実行（DO）、学期末における成績等の達成度点検（CHECK）、学修計画の見直し（ACT）のPDCAサイクルを回すことで課題を明らかにし、教育課程の体系的学修に関する理解を深めるようにしている。</p> <p>3) アクティブ・ラーニングの導入 学生の能動的な学修の充実に向け、地域の団体（地元企業、商工会議所、自治体）や企業と連携し、当該団体の課題解決に学生が主体的に関与する課題解決型授業や、フィールドワークを融合したアクティブ・ラーニングを導入している。</p> <p>4) サービス・ラーニングの導入 理論に加えて実社会とのつながりを意識した教育を行うため、地域社会における奉仕活動に一定期間参加した学生に単位を与える「ボランティア活動」の授業を導入し、チームで働く力、前に踏み出す力、考え抜く力といった市民及び社会人として必要な資質・能力を身に付けるようにしている。</p> <p>5) 大学院における教授方法の工夫 大学院生が自分の専門分野以外の専門分野についても学ぶ機会を与えるために、「特論」（専門分野の2科目と他分野1科目）、外部講師による特別講義（専門分野1講座と他分野1講座）を選択必修科目として設定している。</p>
自己評価	<p>学位授与方針、教育課程編成・実施、入学者受け入れの方針の3方針が関連し合う教育を実践するとともに、教育課程の編成、学生の学修方法の在り方を必要に応じて見直すことにより、大学教育の質を担保し、授与される学位の社会的信頼性を高めるよう努める。「シラバス」と、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を基に、学生に身につけさせる知識・能力と授業科目との対応関係を示した「カリキュラムマップ」「カリキュラムツリー」を有効的に活用している。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ・ シラバス ・ カリキュラムツリー ・ カリキュラムマップ

タイトル (No. 3)	単位認定, 卒業・修了認定等に関する活動の取組み
分析の背景	<p>学部では、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確にし、何ができるようになるかに力点を置いて、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかという学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を、定めている。学部の修業年限及び卒業の要件は、学則第 15 条から第 16 条に規定している。卒業の要件に関する詳細を冊子「学修簿」に掲載し、学生と教職員に周知し適切に実施している。</p>
分析の内容	<p>1) 学修成果の評価基準（アセスメント・ポリシー） 本学における教育活動の改善・充実を図ることを目的として、学修成果の評価基準（アセスメント・ポリシー）を明確に定め、①3 つの方針（学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受け入れ方針）に基づく各種の取り組み状況について、②学位授与の方針に定める学生が修得すべき資質・能力等に対して、大学全体（機関）、教育課程（学部・学科等）、授業科目のレベル別に把握・測定し、その達成状況を評価・検証している。 全学又は各学部・学科及び大学院工学研究科では、成果指標を定め、その達成状況を客観的に評価（測定）し、改善活動へ活用して行く。</p> <p>2) 学修成果の評価方法 学修結果は、各授業科目の学業成績を、秀（S：90 点以上 100 点以下）、優（A：80 点以上 90 点未満）、良（B：70 点以上 80 点未満）、可（C：60 点以上 70 点未満）、不可（D：59 点以下）で評価表記し、可（C）以上を合格とする。成績評価方法はシラバスに記載しており、講義・演習科目は演習・小問、レポート、定期テストの配点を示し、実験・実習科目は参加姿勢、レポート、演習小問で評価する。合格点（C 評価 60 点以上）でその授業科目の学習教育目標を達成したことになる。 学生の総合的な学業成績を客観的に評価し成績状況を確認するため GPA（Grade Point Average）を導入している。GPA は、成績表記 S、A、B、C、D のそれぞれに対応して評価ポイント GP=4、3、2、1、0 を与え、授業科目の単位の値を考慮し、総履修単位数の平均値として算出される。GPA は、特待生奨学金の選考、卒業研究室の研究室配属及び学修支援等に活用している。 習熟度別クラス授業にて行う科目の学修成果の評価は、定期試験を全クラス共通の試験問題により実施し、クラス担当教員が共同で分担採点することで、公平性を担保している。また、共通試験問題は採点に参加しない担当教員が中心に作成している。定期試験の結果は、授業中に適時行う小テストや演習の結果とともに、シラバスに記載された成績評価方法により評価する。再試験制度は、必修科目の成績評価が不合格の場合、再度試験に挑戦する機会を与えるもので、再試験の有無は予めシラバスに記載される。</p>
自己評価	<p>基礎科目や英語のような同一の科目で複数のクラスがある科目の成績評価である。これらの科目は、公平を期するため前述のように、試験問題作成や採点に工夫をし、また、同一のシラバスとしているが、普段の授業や演習問題等は各教員の裁量による部分が多い。これらの課題を解決するためには、共通教育センターと学科間の合同カリキュラム検討会を利用した担当者間の綿密な打ち合わせや、平素からの話し合いが重要になってくる。以上に述べたことが組織的、計画的に行われるよう仕組み作りをすることによって、今後さらなる工夫を行う。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ・ 学修成果に対する評価の方針（アセスメント・ポリシー） ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学シラバス ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学工学部学修簿 ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部学修簿

タイトル (No. 4)	教育目標の達成状況の評価とフィードバックに関する活動の取組み
分析の背景	<p>授業担当教員は、学期末に成績表を提出する際、FD委員長宛に S (100～90 点)、A (89～80 点)、B (79～70 点)、C (69～60 点)、D (59 点以下) の割合や、シラバスの遵守、試験やレポート等の難易度の適正評価や教授法の改善等を記述した「教育効果測定結果報告書」を同時に提出することにより、教育目的の達成状況を点検している。</p>
分析の内容	<p>1) 合同カリキュラム検討会 基礎科目と専門科目とのつながりや教授内容をチェックするために、各学科と共通教育センターとを横断した合同カリキュラム検討会を実施している。この会議では、教授内容の取捨選択、定期試験問題の適切性、クラス分けに用いられるプレースメントテストの妥当性等について議論している。習熟度クラス編成を実施している科目責任者は、各担当教員から定期試験のデータ等の提供を受け、結果をまとめてレビューすることになっており、このことについても合同カリキュラム検討会で話し合われる。</p> <p>2) 授業に関するアンケート 各期末に、科目毎（複数クラスの科目については教員毎）に学生に対して、授業に関するアンケートを実施している。設問は、出欠状況、取り組み方、シラバス、プリント・板書等の授業方法等のほかに、自由記述欄と教員が設問を設定できる等の工夫をし、学生の率直な意見や教員が懸念している点の評価を反映できるようにしている。</p> <p>3) 教育効果測定結果報告 授業担当教員から提出された「教育効果測定結果報告書」を受けて、その科目の合格者（60点以上）の割合が定期試験全受験者の65%に満たない場合は、授業観察対象となり、FD委員が当該教員の授業を見学するシステム（授業観察）を導入している。</p> <p>4) 授業観察 授業観察は、数人のFD委員と各学科及び共通教育センター推薦者数名が当該教員の授業を見学した直後に話し合いを行い、課題等を指摘して報告書を作成する。授業観察は、当該教員の教授法の改善に留まらず、参加した教員の教授法の改善や、報告書を閲覧することにより多くの教員の教授法の改善の一助となるものである。</p> <p>5) 研究授業 授業担当教員と参観教員との意見交換とワークショップを行い、優れた教授法や教授技能を教員間で共有する「研究授業」を行い、各教員が独自に工夫・蓄積した授業方法を共有することで、相互の授業改善に役立てている。</p> <p>6) FDセミナー 授業内容及び授業方法の改善を図るための組織的な研修の一環として、外部講師によるFDセミナーを毎年度開催している。</p>
自己評価	<p>教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発として教員による教育効果測定結果報告書の提出、合同カリキュラム検討会、学生アンケート、4 学期制に関するアンケート等を行っており、それぞれ教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果がフィードバックされるような施策を実施している。今後は、教員にフィードバックされた内容が、その後どのように推移しているかということをチェックするシステムを確立することにより更なる発展を目指す。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学 FACT BOOK（大学生生活意識調査編） ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学授業に関するアンケート結果 ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学教育効果測定結果報告書 ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学授業観察結果報告書

タイトル (No. 5)	専門分野別認証評価機関による工学教育の質の保証
分析の背景	<p>工学教育の質を保証するために、技術者教育プログラムの第三者評価機関である日本技術者教育認定機構（JABEE）の基準に基づき、工学教育の学科自己点検・評価を行い、専門分野別認証評価を継続的に受審・認証を受けている。</p>
分析の内容	<p>本学では、技術者教育の質を保証し、国際同等性を確保するために、平成 14 年度に物質・環境工学科（現応用化学科）の応用化学コース、平成 17 年度に電子・情報工学科（現電気工学科）の電子・制御工学プログラムが、日本技術者教育認定機構（JABEE）から認定を受け、我が国の高等教育機関では初となる全学科認定を受けた。</p> <p>平成 21 年度の工学部改組後も、機械工学科「機械システムコース」、電気工学科「電気電子情報工学科コース」、応用化学科「応用化学コース」が JABEE の認定を受け、基礎学力とそれを応用できる柔軟性と創造性を併せ持った人材を育成している。</p> <p>各学科とも JABEE 認定教育課程の学習・教育目標を定め、学習・教育目標を達成するために必要な授業科目の流れ、本教育課程を選択する場合の履修登録方法を適切に設定し「学修簿」に掲載することで明示している。JABEE 認定教育課程を修了し、社会で活躍しながら実務経験を重ねて技術士取得を目指す卒業生に対しては、本学学内にある「理窓技術士会やまぐち」と姉妹校の東京理科大学にある「理窓技術士会」が、技術士第二次試験対策の支援を受けることができる体制を整備している。</p> <p>教育プログラムの自己点検・評価については、日本技術者教育認定機構（JABEE）における教育プログラムの点検手法を参考にしており、平成 14 年度には、素材基礎工学科（現・応用化学科）が自己点検・評価報告書を作成し、日本技術者教育認定機構の分野別認証評価を受け、その後およそ 3 年から 6 年ごとに評価を継続して受けている。</p> <p>平成 17 年度には、電子・情報工学科（現・電気工学科）が、自己点検・評価報告書を作成し、日本技術者教育認定機構の分野別認証評価を受け、平成 24 年度には、機械工学科及び電気工学科が自己点検・評価報告書を作成し、分野別認証評価を受けている。</p> <p>公立大学法人化後は、設立団体の長が定める 6 年間の中期目標に基づき、本学で作成する中期計画及び年度計画は、①教育研究等の質の向上に関する事、②地域社会との連携、地域貢献に関する事、③業務運営の改善及び効率化に関する事、④財務内容の改善に関する事、⑤自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事、⑥その他業務運営に関する重要事項で構成され、当該年度の業務実績を自己評価し、経営審議会及び教育研究審議会の議を経て、業務実績報告書を設立団体の長へ届け出ている。</p> <p>また、法人法第 11 条及び第 28 条により設立母体（山陽小野田市）に設置された山陽小野田市公立大学法人評価委員会の評価を毎年受けることとなっている。</p>
自己評価	<p>工学部機械工学科、電気工学科、応用化学科では、学科会議のもとに教育点検委員会、カリキュラム検討委員会、JABEE 委員会を設け、自己点検・評価を定期的に行っている。この中で、学科会議は毎月 1 回開催され、各委員会の報告に基づき、必要に応じて審議や改善を行う。教育点検委員会は、成績評価・成績資料管理・シラバス内容の点検・評価を行う。カリキュラム点検委員会は年に 1 回学科カリキュラムの内容の確認を行っている。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工学部機械工学科「機械システムコース」カリキュラム表 ・ 工学部電気工学科「電気電子工学コース」カリキュラム表 ・ 工学部応用化学科「応用化学コース」カリキュラム表

Ⅲ「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

山陽小野田市立山口東京理科大学は、地方都市における落ち着いた教育環境のもと、薬工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に貢献することを目的としている。

また、教育及び研究とともに、地域創生における「知のローカル・ハブ」という役割を果たし、地域社会と地域産業の振興・発展に寄与する社会貢献機能を備えた個性ある大学となることを基本姿勢としている。

在籍する学部学科に関わらず、数理・データサイエンス・AIに関する科目を履修することを可能とした学部横断型の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」では、地域社会と地域産業を題材に、データサイエンスを日常の生活、仕事等の場で使いこなすことができる基礎的素養を身に付ける教育を行い、約60%の学生が履修している。

設立母体である山陽小野田市から提示された中期目標のうち、「地域社会との連携、地域貢献に関する目標」の達成に向け、本学の中期計画では次の取組みを進めている。

- ・ 地域コミュニティの中核的存在としての拠点化
- ・ 産業界との連携
- ・ 政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮
- ・ 学生の地元定着

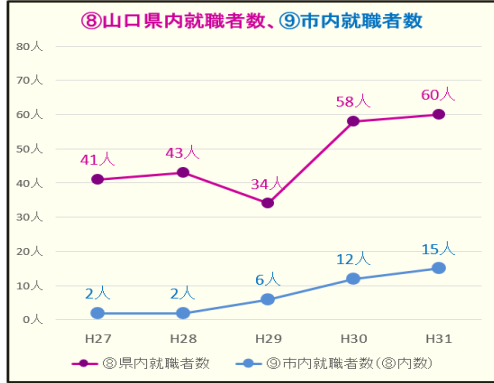
これらの計画を実現するため、地域に貢献する特色ある教育研究を組織的に行っているが特に重要と考える活動は次のとおりである。

- 1) 地域産業の技術的課題をテーマにしたプロジェクト学習「地域技術学」
- 2) 地域の知を教育に活かす取組み「地域密着型卒業研究」
- 3) 山陽小野田市立山口東京理科大学「地域課題解決研究事業」
- 4) 人間・社会・科学を幅広く俯瞰する教育「学術と地域文化」
- 5) 地域医療の課題をテーマにしたプロジェクト学習「山口県地域医療学」

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	地域産業の技術的課題をテーマにしたプロジェクト学習「地域技術学」	45
2	地域の知を教育に活かす取組み「地域密着型卒業研究」	46
3	山陽小野田市立山口東京理科大学「地域課題解決研究事業」	47
4	人間・社会・科学を幅広く俯瞰する教育「学術と地域文化」	48
5	地域医療の課題をテーマにしたプロジェクト学習「山口県地域医療学」	49



3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	地域産業の技術的課題をテーマにしたプロジェクト学習「地域技術学」																		
取組の概要	<p>山陽小野田市内の企業が抱える技術的課題について、学生がグループで現地を見ながら現実を学びつつ、ブレインストーミングやKJ法、SWOT分析などのツールを駆使して、課題の解決方法を検討し、発表するプロジェクト学習である。</p>																		
取組の成果	<p>社会人基礎力を習得し、地域産業の現状について理解し、さらには地域における課題解決の助力となることを目的している。</p> <p>令和元年度は、宇部フィルム株式会社、大阪新薬株式会社、鳴田工業株式会社、長州産業株式会社、都市産業株式会社、永山酒造合名会社、日鍛バルブ株式会社、株式会社明防の8社に協力をいただいた。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="384 667 735 864">  <p>学生による現地視察（永山酒造）</p> </div> <div data-bbox="767 667 1126 864">  <p>学生による現地視察（都市産業）</p> </div> </div> <p>令和2年度は、共栄製鋼株式会社、中国電力株式会社、長州産業株式会社、都市産業株式会社、永山酒造合名会社、日鍛バルブ株式会社、株式会社明防、BASF 戸田バッテリーマテリアルズ合同会社の8社に協力をいただいた。</p> <p>この他、経済・社会・環境・制度の持続可能な発展の4本柱から地域社会における産業の役割を考える「地域産業論」、学生が山陽小野田市内でフィールドワークを行い、集めたデータを統計的に分析し地域課題の解決を考える「地域社会学」や、市内企業インターンシップ、市内企業見学などの取組みにより、山陽小野田市内に立地する企業への就職状況は、下表のとおり増加傾向にある。</p> <div data-bbox="395 1249 890 1630">  <table border="1"> <caption>⑧山口県内就職者数、⑨市内就職者数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>山口県内就職者数 (⑧)</th> <th>市内就職者数 (⑨)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>41人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>43人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>34人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>58人</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>60人</td> <td>15人</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	山口県内就職者数 (⑧)	市内就職者数 (⑨)	H27	41人	2人	H28	43人	2人	H29	34人	6人	H30	58人	12人	H31	60人	15人
年度	山口県内就職者数 (⑧)	市内就職者数 (⑨)																	
H27	41人	2人																	
H28	43人	2人																	
H29	34人	6人																	
H30	58人	12人																	
H31	60人	15人																	
自己評価	<p>地域技術学を履修した学生の授業評価アンケートでは、この授業記に関して良い印象を持ったと回答した学生が約80%と多く、当該授業を開講するようになってから、山口県内及び山陽小野田市内に立地する企業に就職する学生の割合が増加傾向に転じるようになった。他県から入学した学生を含め、具体的な進路先として地域産業界に目を向けるきっかけとなっていると判断できる。</p>																		
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域技術学」シラバス ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学地域連携・社会貢献レポート ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学事業報告書 																		

タイトル (No. 2)	地域の知を教育に活かす取組み「地域密着型卒業研究」										
取組の概要	<p>工学部の卒業研究において、地域が抱える課題をテーマにした地域密着型の卒業研究に取り組んでいる。大学では、地域に関する卒業研究を奨励しており、地域卒業研究に取り組む研究室には、学長裁量経費から実験実習費として、研究テーマごとに最大 10 万円の加算配分を行っている。</p>										
取組の成果	<p>平成 29 年度は 6 研究室（計 8 テーマ）、平成 30 年度は 10 研究室（計 20 テーマ）、令和元年度は 8 研究室（計 10 テーマ）、令和 2 年度は 4 研究室（計 4 テーマ）が採用された。主な研究テーマは次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="304 640 1362 981"> <thead> <tr> <th>研究テーマ</th> <th>研究室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域ものづくり企業と連携した沸騰冷却向け表面処理技術の開発</td> <td>工学部機械工学科 海野研究室</td> </tr> <tr> <td>山陽小野田市の弱風でも風レンズ効果で増幅して発電できる風力発電システムの設計標準完成の研究</td> <td>工学部電気工学科 森田研究室</td> </tr> <tr> <td>自立型太陽電池パネル故障診断システムへ応用する蛇腹型熱電発電素子の高出力化に向けた改良</td> <td>工学部電気工学科 阿武研究室</td> </tr> <tr> <td>金属コロイド担持多孔性高分子の調製と芳香族ニトロ化合物の触媒的水素化反応への応用</td> <td>工学部応用化学科 白石研究室</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域卒業研究の終了後は、学内にて卒業研究発表会を行い、学生が研究成果の発表を行った。</p> <p>また、地域に関わる教育・研究成果の展示として、山陽小野田市役所、厚狭地区複合施設、山陽小野田市立中央図書館にて巡回展示を行っている。（令和 2 年度については新型コロナウイルス感染症予防のため中止）</p> <div data-bbox="320 1238 927 1447"> </div>	研究テーマ	研究室	地域ものづくり企業と連携した沸騰冷却向け表面処理技術の開発	工学部機械工学科 海野研究室	山陽小野田市の弱風でも風レンズ効果で増幅して発電できる風力発電システムの設計標準完成の研究	工学部電気工学科 森田研究室	自立型太陽電池パネル故障診断システムへ応用する蛇腹型熱電発電素子の高出力化に向けた改良	工学部電気工学科 阿武研究室	金属コロイド担持多孔性高分子の調製と芳香族ニトロ化合物の触媒的水素化反応への応用	工学部応用化学科 白石研究室
研究テーマ	研究室										
地域ものづくり企業と連携した沸騰冷却向け表面処理技術の開発	工学部機械工学科 海野研究室										
山陽小野田市の弱風でも風レンズ効果で増幅して発電できる風力発電システムの設計標準完成の研究	工学部電気工学科 森田研究室										
自立型太陽電池パネル故障診断システムへ応用する蛇腹型熱電発電素子の高出力化に向けた改良	工学部電気工学科 阿武研究室										
金属コロイド担持多孔性高分子の調製と芳香族ニトロ化合物の触媒的水素化反応への応用	工学部応用化学科 白石研究室										
自己評価	<p>学生が地域の課題を研究し、社会に役立つ工学を開拓できる専門知識と応用力を身に付けることができた。また、研究成果を地域に還元することで、社会貢献に資している。</p>										
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学地域連携・社会貢献レポート ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学事業報告書 ・ 「卒業研究」シラバス 										

タイトル (No. 3)	山陽小野田市立山口東京理科大学「地域課題解決研究事業」																											
取組の概要	<p>山陽小野田市内の公的機関、公共的団体、企業から提案された地域課題の解決のために、本学教員が単独又は共同で取り組む「地域課題解決研究事業」に取り組んでいる。本学の研究活動の振興を図るとともに、地（知）の拠点として、地域産業の振興や地域課題の解決に貢献することを目的としている。</p>																											
取組の成果	<p>一件あたりの研究事業費の上限を 100 万円とし、課題提案者が抱える課題を解決するため、本学教員による研究の成果を期待する地域産業の振興や地域課題の解決に資する研究課題を募集した。</p> <p>1) 目的 市民及び市内の地方公共団体、公的機関、公共的団体、企業等が抱える地域課題を解決する。</p> <p>2) 研究内容 市民及び市内の地方公共団体、公的機関、公共的団体、企業等から提案された地域課題に、本学教員が単独で又は共同で取り組む研究。</p> <p>この結果、6 の機関から 7 件の応募があり、研究推進機構における審査の結果、次のとおり、7 件の研究事業が採択された。</p> <table border="1" data-bbox="395 1003 1169 1608"> <thead> <tr> <th colspan="3">2020年度 地域課題解決研究 課題提案一覧</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>提案者</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>都市産業株式会社</td> <td>産業廃棄物から発生する臭気の脱臭</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>朝陽観光開発株式会社</td> <td>猪フリーの環境社会の実現を目指して</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>西日本ジビエファーム</td> <td>ドローン・ICTを活用したイノシシ・シカなどの鳥獣被害対策の検討と実用化</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>山陽小野田市産学官連携推進協議会</td> <td>産学官連携により企業のドローンを活用したビジネスモデルの構築を支援する</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>山陽小野田市産学官連携推進協議会</td> <td>市内にドローンの飛行実験フィールドを立ち上げ、企業のドローン導入の促進を図る</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>総合型地域スポーツクラブ すげえちゃ・高泊</td> <td>健康と運動の習慣を身につけ、健康寿命を高める仕組みの構築</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>新型コロナウイルスやインフルエンザなど感染症への直接的間接的予防・対策支援</td> <td>感染症対策グッズやツール、対応策の作成など、大学として地域貢献する仕組みの構築</td> </tr> </tbody> </table> <p>※7については、本学研究推進機構からの提案</p>	2020年度 地域課題解決研究 課題提案一覧			No.	提案者	テーマ	1	都市産業株式会社	産業廃棄物から発生する臭気の脱臭	2	朝陽観光開発株式会社	猪フリーの環境社会の実現を目指して	3	西日本ジビエファーム	ドローン・ICTを活用したイノシシ・シカなどの鳥獣被害対策の検討と実用化	4	山陽小野田市産学官連携推進協議会	産学官連携により企業のドローンを活用したビジネスモデルの構築を支援する	5	山陽小野田市産学官連携推進協議会	市内にドローンの飛行実験フィールドを立ち上げ、企業のドローン導入の促進を図る	6	総合型地域スポーツクラブ すげえちゃ・高泊	健康と運動の習慣を身につけ、健康寿命を高める仕組みの構築	7	新型コロナウイルスやインフルエンザなど感染症への直接的間接的予防・対策支援	感染症対策グッズやツール、対応策の作成など、大学として地域貢献する仕組みの構築
2020年度 地域課題解決研究 課題提案一覧																												
No.	提案者	テーマ																										
1	都市産業株式会社	産業廃棄物から発生する臭気の脱臭																										
2	朝陽観光開発株式会社	猪フリーの環境社会の実現を目指して																										
3	西日本ジビエファーム	ドローン・ICTを活用したイノシシ・シカなどの鳥獣被害対策の検討と実用化																										
4	山陽小野田市産学官連携推進協議会	産学官連携により企業のドローンを活用したビジネスモデルの構築を支援する																										
5	山陽小野田市産学官連携推進協議会	市内にドローンの飛行実験フィールドを立ち上げ、企業のドローン導入の促進を図る																										
6	総合型地域スポーツクラブ すげえちゃ・高泊	健康と運動の習慣を身につけ、健康寿命を高める仕組みの構築																										
7	新型コロナウイルスやインフルエンザなど感染症への直接的間接的予防・対策支援	感染症対策グッズやツール、対応策の作成など、大学として地域貢献する仕組みの構築																										
自己評価	<p>コロナ禍ということもあり、思うように研究が進まなかった部分もあるが、地域課題を本学教員が研究し成果を地域に還元することで、地域貢献に資する事業であった。</p> <p>一方で、令和2年度の地域課題が、民間団体や企業から提案された課題も取り上げたため、研究成果の全てを公開することは提案者の不利益に繋がる恐れがあるなど問題もあったため、当該事業の研究結果が、より地域へ貢献・還元できる仕組みとなるよう見直しを図っている。</p>																											
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学地域課題解決研究事業 ・ いきいきスマイルアップ体操ガイドブック ・ 幼児のための感染対策カルタ 																											

タイトル (No. 4)	人間・社会・科学を幅広く俯瞰する教育「学術と地域文化」																																																																																													
取組の概要	<p>人文科学、社会科学及び自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力を養う。哲学、文学、芸術、社会学、政治、経済、地理、歴史、医療、環境等あらゆる分野の一線で、また、地域で活躍する講師の話の聞き、学び、考える。「人間・社会・科学を幅広く俯瞰できる能力」を養い、「地域の歴史・文化の理解」を深めるための教育を行っている。</p>																																																																																													
取組の成果	<p>学内外の特別講師による講義、「学術と地域文化1」及び「学術と地域文化2」を合わせ、年30回の講義を全学的に開講した。</p> <p>主に山陽小野田市、山口県で活躍されているの方々による文化、歴史、政治、観光、産業などの紹介、薬学及び周辺領域で行われている教育・研究に関わる最先端のトピックスなどを紹介するものである。令和2年度のテーマと抗議は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="320 674 922 1442"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>講師氏名</th> <th>所属等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月16日</td><td>丸山 克俊</td><td>東京理科大学名誉教授 日本スポーツ振興機構専務理事</td></tr> <tr><td>4月23日</td><td>渋谷 英一</td><td>陶芸家、御台場窯、萩陶芸協会理事</td></tr> <tr><td>5月7日</td><td>久保久美子</td><td>全日本かるた協会 初代永世クイーン八段</td></tr> <tr><td>5月14日</td><td>矢原 正治</td><td>山陽小野田市立山口東京理科大学特命教授薬学部附属薬用植物園管理者</td></tr> <tr><td>5月21日</td><td>中原 靖明</td><td>一般社団法人山口県薬剤師会 会長</td></tr> <tr><td>5月28日</td><td>高岡 潮理</td><td>山陽小野田市高齢福祉課 地域包括支援センター所長</td></tr> <tr><td>6月4日</td><td>西川 慎</td><td>ガラス工芸作家、株式会社西川ガラスアンドアート代表取締役</td></tr> <tr><td>6月11日</td><td>山本 安彦</td><td>山陽小野田市立中央図書館 館長</td></tr> <tr><td>6月18日</td><td>廣田 勝弘</td><td>医療生活協同組合健文会生協小野田診療所所長</td></tr> <tr><td>6月25日</td><td>谷澤 幸生</td><td>山口大学医学部長病態制御内科学教授</td></tr> <tr><td>7月2日</td><td>國澤 純</td><td>国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所センター長</td></tr> <tr><td>7月9日</td><td>野村 興兒</td><td>学校法人菅原学園至誠館大学学長</td></tr> <tr><td>7月16日</td><td>半矢 幸子</td><td>山陽小野田市食生活改善推進協議会会長</td></tr> <tr><td>7月23日</td><td>武田 健</td><td>山陽小野田市山口東京理科大学薬学部部長教授</td></tr> <tr><td>7月30日</td><td>若山さやか</td><td>山陽小野田市立歴史民俗資料館館長</td></tr> <tr><td>9月24日</td><td>嶋田 紀和</td><td>山陽小野田語り部の会会長</td></tr> <tr><td>10月1日</td><td>松井 智</td><td>須江焼窯元 松井製陶所</td></tr> <tr><td>10月8日</td><td>石川 創</td><td>公益財団法人下関海洋科学アカデミー鯨類研究室長</td></tr> <tr><td>10月15日</td><td>古川 裕之</td><td>医療安全システムデザイナー</td></tr> <tr><td>10月29日</td><td>池辺 祐介</td><td>秋吉台サファリランド園長</td></tr> <tr><td>11月5日</td><td>中島 伸樹</td><td>前山口県庁農林水産部職員(獣医職)</td></tr> <tr><td>11月12日</td><td>調 恒明</td><td>山口県環境保健センター所長</td></tr> <tr><td>11月15日</td><td>磯部総一郎</td><td>前厚生省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長</td></tr> <tr><td>11月19日</td><td>河村 宜克</td><td>山口大学医学部付風病院 先進救急医療センター 助教</td></tr> <tr><td>11月26日</td><td>米田 健治</td><td>宇部興産株式会社科学カンパニー医薬事業部医薬研究所</td></tr> <tr><td>12月3日</td><td>津田 和俊</td><td>山口情報芸術センター 専門委員(研究員)</td></tr> <tr><td>12月10日</td><td>藤宮 龍也</td><td>山口大学大学院医学系研究科法医学講座教授</td></tr> <tr><td>12月19日</td><td>河合 伸也</td><td>山陽小野田市立山口東京理科大学特命教授</td></tr> <tr><td>1月7日</td><td>江里 健輔</td><td>医療財団法人阿知須同仁病院・顧問、山口県立大学・山口大学名誉教授</td></tr> <tr><td>1月21日</td><td>進藤 英朗</td><td>下関市立しものせき水族館海響館展示部展示課獣医師</td></tr> </tbody> </table> <p>さらに、人文科学、社会科学、自然科学、健康科学の様々な分野の専門教員が、特定のテーマを軸に、授業参加学生と共に討議を行う文理融合教養教育、異分野・学際領域教育を新たに導入し、現代社会が直面する課題に対応できる人材を育成する授業「教養の系譜」を令和2年度から開講した。</p>	日付	講師氏名	所属等	4月16日	丸山 克俊	東京理科大学名誉教授 日本スポーツ振興機構専務理事	4月23日	渋谷 英一	陶芸家、御台場窯、萩陶芸協会理事	5月7日	久保久美子	全日本かるた協会 初代永世クイーン八段	5月14日	矢原 正治	山陽小野田市立山口東京理科大学特命教授薬学部附属薬用植物園管理者	5月21日	中原 靖明	一般社団法人山口県薬剤師会 会長	5月28日	高岡 潮理	山陽小野田市高齢福祉課 地域包括支援センター所長	6月4日	西川 慎	ガラス工芸作家、株式会社西川ガラスアンドアート代表取締役	6月11日	山本 安彦	山陽小野田市立中央図書館 館長	6月18日	廣田 勝弘	医療生活協同組合健文会生協小野田診療所所長	6月25日	谷澤 幸生	山口大学医学部長病態制御内科学教授	7月2日	國澤 純	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所センター長	7月9日	野村 興兒	学校法人菅原学園至誠館大学学長	7月16日	半矢 幸子	山陽小野田市食生活改善推進協議会会長	7月23日	武田 健	山陽小野田市山口東京理科大学薬学部部長教授	7月30日	若山さやか	山陽小野田市立歴史民俗資料館館長	9月24日	嶋田 紀和	山陽小野田語り部の会会長	10月1日	松井 智	須江焼窯元 松井製陶所	10月8日	石川 創	公益財団法人下関海洋科学アカデミー鯨類研究室長	10月15日	古川 裕之	医療安全システムデザイナー	10月29日	池辺 祐介	秋吉台サファリランド園長	11月5日	中島 伸樹	前山口県庁農林水産部職員(獣医職)	11月12日	調 恒明	山口県環境保健センター所長	11月15日	磯部総一郎	前厚生省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長	11月19日	河村 宜克	山口大学医学部付風病院 先進救急医療センター 助教	11月26日	米田 健治	宇部興産株式会社科学カンパニー医薬事業部医薬研究所	12月3日	津田 和俊	山口情報芸術センター 専門委員(研究員)	12月10日	藤宮 龍也	山口大学大学院医学系研究科法医学講座教授	12月19日	河合 伸也	山陽小野田市立山口東京理科大学特命教授	1月7日	江里 健輔	医療財団法人阿知須同仁病院・顧問、山口県立大学・山口大学名誉教授	1月21日	進藤 英朗	下関市立しものせき水族館海響館展示部展示課獣医師
日付	講師氏名	所属等																																																																																												
4月16日	丸山 克俊	東京理科大学名誉教授 日本スポーツ振興機構専務理事																																																																																												
4月23日	渋谷 英一	陶芸家、御台場窯、萩陶芸協会理事																																																																																												
5月7日	久保久美子	全日本かるた協会 初代永世クイーン八段																																																																																												
5月14日	矢原 正治	山陽小野田市立山口東京理科大学特命教授薬学部附属薬用植物園管理者																																																																																												
5月21日	中原 靖明	一般社団法人山口県薬剤師会 会長																																																																																												
5月28日	高岡 潮理	山陽小野田市高齢福祉課 地域包括支援センター所長																																																																																												
6月4日	西川 慎	ガラス工芸作家、株式会社西川ガラスアンドアート代表取締役																																																																																												
6月11日	山本 安彦	山陽小野田市立中央図書館 館長																																																																																												
6月18日	廣田 勝弘	医療生活協同組合健文会生協小野田診療所所長																																																																																												
6月25日	谷澤 幸生	山口大学医学部長病態制御内科学教授																																																																																												
7月2日	國澤 純	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所センター長																																																																																												
7月9日	野村 興兒	学校法人菅原学園至誠館大学学長																																																																																												
7月16日	半矢 幸子	山陽小野田市食生活改善推進協議会会長																																																																																												
7月23日	武田 健	山陽小野田市山口東京理科大学薬学部部長教授																																																																																												
7月30日	若山さやか	山陽小野田市立歴史民俗資料館館長																																																																																												
9月24日	嶋田 紀和	山陽小野田語り部の会会長																																																																																												
10月1日	松井 智	須江焼窯元 松井製陶所																																																																																												
10月8日	石川 創	公益財団法人下関海洋科学アカデミー鯨類研究室長																																																																																												
10月15日	古川 裕之	医療安全システムデザイナー																																																																																												
10月29日	池辺 祐介	秋吉台サファリランド園長																																																																																												
11月5日	中島 伸樹	前山口県庁農林水産部職員(獣医職)																																																																																												
11月12日	調 恒明	山口県環境保健センター所長																																																																																												
11月15日	磯部総一郎	前厚生省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長																																																																																												
11月19日	河村 宜克	山口大学医学部付風病院 先進救急医療センター 助教																																																																																												
11月26日	米田 健治	宇部興産株式会社科学カンパニー医薬事業部医薬研究所																																																																																												
12月3日	津田 和俊	山口情報芸術センター 専門委員(研究員)																																																																																												
12月10日	藤宮 龍也	山口大学大学院医学系研究科法医学講座教授																																																																																												
12月19日	河合 伸也	山陽小野田市立山口東京理科大学特命教授																																																																																												
1月7日	江里 健輔	医療財団法人阿知須同仁病院・顧問、山口県立大学・山口大学名誉教授																																																																																												
1月21日	進藤 英朗	下関市立しものせき水族館海響館展示部展示課獣医師																																																																																												
自己評価	<p>本学の基本理念である「世界的視野で物事を思考できる人間性豊かな人材の育成」に資する取組みを行っている。</p>																																																																																													
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「学術と地域文化1」「学術と地域文化2」シラバス ・「教養と系譜」シラバス ・山陽小野田市立山口東京理科大学地域連携・社会貢献レポート 																																																																																													

タイトル (No. 5)	地域医療の課題をテーマにしたプロジェクト学習「山口県地域医療学」
取組の概要	<p>薬学部では、地域で働く薬剤師の協力のもと、チーム医療、在宅医療・介護への参画、地域保健・医療・福祉に対する取り組みなどの教育を徹底して行う。また、地域における薬局の役割、健康啓発活動、健康サポート薬局（かかりつけ薬局）についての理解を深める教育に取り組んでいる。</p>
取組の成果	<p>将来、薬剤師として山口県地域の医療機関の多職種が連携・協力する患者中心のチーム医療に積極的に参画することが期待されている。そのために、チーム医療における多職種の役割と意義を理解するとともに、情報を共有し、より良い医療の検討、提案と実施ができるように基本的事項を修得する。</p> <p>そのため「山口県地域医療学1」、「山口県地域医療学2」を開講し、地域医療と薬剤師の責務に焦点を置き、在宅医療、予防医療、救急医療や災害対策など現在取り組まれている活動に関して、長く病院に勤務する薬剤師が、その知識と実務経験に基づいた講義及び演習を行っている。</p> <p>また、学生が将来、山口県地域での保健・医療・福祉に積極的に貢献できることを目標とし、在宅医療・介護、地域保健（公衆衛生、学校薬剤師等）、福祉、プライマリケア、セルフメディケーションの仕組みと意義を理解するとともに、これらの活動を通して地域住民の健康の回復、維持、向上に関わることができるようにしており、学生が実際の他職種の職務を見学し、意見交換を行っている。</p> <p>また、薬学部においてこれから学んでいく動機付けのために、病院・薬局・山口県庁での「早期体験学習」を行い、勉学のモチベーションを高め、将来への夢と心構えをもてるようにしている。さらに、「ヒューマンコミュニケーション1演習」及び「ヒューマンコミュニケーション2演習」から、対話を通じて相手の心理、立場を理解し、信頼関係を構築するための能力を養っている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>山口大学附属病院での早期体験学習</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>県庁での行政薬剤師早期体験学習</p> </div> </div>
自己評価	<p>薬学部の「薬学をとおして人の健康を守るという高い志と研究心・倫理観の習得を目指し、山口県地域をはじめとして日本全国で活躍したいと願う人を求める」という入学者受入方針と、「薬剤師・薬学人として地域貢献をはじめとして広く社会に貢献する意欲を身に付ける、という学位授与の方針に基づいた取組みを行っている。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「山口県地域医療学1」「山口県地域医療学2」シラバス ・「ヒューマンコミュニケーション1演習」「ヒューマンコミュニケーション2演習」シラバス ・「早期体験学習」シラバス

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1(2年5月1日現在)

事項		記入欄								備考		
大学の名称		山陽小野田市立山口東京理科大学										
学校本部の所在地		山口県山陽小野田市立大学通1-1-1										
教育研究組織	学部・学科等の名称		開設年月日		所在地				備考			
	工学部 機械工学科 電気工学科 応用化学科 薬学部 薬学科		2009年4月1日 2009年4月1日 1995年4月1日 2018年4月1日		山口県山陽小野田市立大学通1-1-1							
	大学院課程		開設年月日		所在地				備考			
	工学研究科 工学専攻 修士課程 工学研究科 博士後期課程		1999年4月1日 2003年4月1日									
	学生募集停止中の学部・研究科等 □□学部□□学科(年度学生募集停止, 在学生数 人)											
教員組織	学部・学科等の名称		専任教員等					非常勤教員		備考		
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	専任教員一人あたりの在籍学生数	
	工学部 機械工学科		5人	2人	1人	3人	11人	人	人	0人	人	
	工学部 電気工学科		5人	0人	4人	3人	12人	人	人	0人	人	
	工学部 応用化学科		5人	3人	2人	4人	14人	人	人	0人	人	
	薬学部 薬学科		24人	8人	10人	9人	51人	人	人	2人	人	
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)		4人	8人	4人	0人	16人	人	人	—	—	
	計		43人	21人	21人	19人	104人	0人	0人	2人	0人	
	大学院課程		研究指導教員及び研究指導補助教員					助手		非常勤教員		備考
	工学研究科 工学専攻(修士)		13人	12人	9人	22人	人	人	人	人	人	人
工学研究科 工学専攻(博士後期)		9人	9人	2人	11人	人	人	人	人	人	人	
計		13	12	9	22	0	0	0	0	0	0	
施設・設備等	区分		基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		備考	
	校舎敷地面積		—		92,540 m ²		m ²		m ²		92,540 m ²	
	運動場用地		—		—		—		—		0	
	校地面積計		m ²		92,540		0		0		92,540	
	その他		—		—		—		—		0	
	区分		基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		備考	
	校舎面積計		m ²		18,378 m ²		m ²		m ²		18,378 m ²	
	教員研究室		学部・研究科等の名称		室数							
			工学部		37室							
			薬学部		78室							
区分		講義室		演習室		実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		
キャンパス教室等施設		24室		12室		81室		2室		室		
図書館等		図書館等の名称		面積		閲覧座席数						
		図書館本館		1099.37 m ²		248席						
図書資料等		図書館等の名称		図書〔うち外国書〕		学術雑誌〔うち外国書〕		電子ジャーナル〔うち国外〕				
		図書館本館		6291 [1022] 冊		51 [30] 種		33 [30] 種				
		計		6291 [1022]		51 [30]		33 [30]				
体育館		面積										
		本学キャンパス		1,400 m ²								

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(令和2年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	入学定員に対する平均比率	備考
工学部	機械工学科	志願者数	592	812	517	716	361	108%	
		合格者数	89	98	109	103	158		
		入学者数	64	66	68	63	64		
		入学定員	60	60	60	60	60		
		入学定員充足率	107%	110%	113%	105%	107%		
		在籍学生数	298	312	277	266	265		
	電気工学科	収容定員	240	240	240	240	240	108%	
		収容定員充足率	124%	130%	115%	111%	110%		
		志願者数	543	681	398	558	403		
		合格者数	91	85	84	93	178		
		入学者数	61	66	66	61	71		
		入学定員	60	60	60	60	60		
	応用化学科	入学定員充足率	102%	110%	110%	102%	118%	103%	
		在籍学生数	287	284	284	247	284		
		収容定員	240	240	240	240	240		
		収容定員充足率	111%	123%	110%	103%	110%		
		志願者数	655	957	630	769	669		
		合格者数	124	128	134	124	197		
学部合計	入学者数	80	80	88	84	80	106%		
	入学定員	80	80	80	80	80			
	入学定員充足率	100%	100%	111%	105%	100%			
	在籍学生数	376	373	346	336	335			
	収容定員	320	320	320	320	320			
	収容定員充足率	118%	117%	108%	105%	105%			
	志願者数	1790	2450	1345	2043	1433			
	合格者数	304	311	327	320	533			
	入学者数	205	212	223	208	215			
	入学定員	200	200	200	200	200			
	入学定員充足率	103%	106%	112%	104%	108%			
	在籍学生数	941	979	837	843	854			
収容定員	800	800	800	800	800				
収容定員充足率	118%	122%	111%	106%	108%				

学部名	学科名	項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	入学定員に対する平均比率	備考
薬学部	薬学科	志願者数		1,448	1,103	1,143	906	105%	
		合格者数		193	240	205	222		
		入学者数		119	145	121	120		
		入学定員		120	120	120	120		
		入学定員充足率		99%	121%	101%	100%		
		在籍学生数		119	261	378	488		
		収容定員		120	240	360	480		
		収容定員充足率		99%	109%	105%	102%		
学部合計	志願者数	0	1,448	1,103	1,143	906	105%		
	合格者数	0	193	240	205	222			
	入学者数	0	119	145	121	120			
	入学定員	0	120	120	120	120			
	入学定員充足率	0	99%	121%	101%	100%			
	在籍学生数	0	119	261	378	488			
	収容定員	0	120	240	360	480			
	収容定員充足率	0	99%	109%	105%	102%			

研究科名	専攻名	項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	入学定員に対する平均比率	備考	
工学研究科(修士課程)	工学専攻(修士課程)	志願者数	16	14	29	19	34	117%		
		合格者数	12	13	24	16	30			
		入学者数	9	12	21	15	22			
		入学定員	15	15	15	15	15			
		入学定員充足率	60%	80%	140%	100%	147%			
		在籍学生数	26	20	33	37	38			
		収容定員	30	30	30	30	30			
		収容定員充足率	87%	67%	110%	123%	127%			
		志願者数	16	14	29	19	34			117%
		合格者数	12	13	24	16	30			
入学者数	9	12	21	15	22					
入学定員	15	15	15	15	15					
入学定員充足率	60%	80%	140%	100%	147%					
在籍学生数	26	20	33	37	38					
収容定員	30	30	30	30	30					
収容定員充足率	87%	67%	110%	123%	127%					

研究科名	専攻名	項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	入学定員に対する平均比率	備考	
工学研究科(博士後期課程)	工学専攻(博士後期課程)	志願者数	2	3	0	0	2	42%		
		合格者数	2	3	0	0	2			
		入学者数	2	3	0	0	2			
		入学定員	3	3	3	3	3			
		入学定員充足率	67%	100%	0%	0%	67%			
		在籍学生数	4	5	4	3	2			
		収容定員	9	9	9	9	9			
		収容定員充足率	44%	56%	44%	33%	22%			
		志願者数	2	3	0	0	2			42%
		合格者数	2	3	0	0	2			
入学者数	2	3	0	0	2					
入学定員	3	3	3	3	3					
入学定員充足率	67%	100%	0%	0%	67%					
在籍学生数	4	5	4	3	2					
収容定員	9	9	9	9	9					
収容定員充足率	44%	56%	44%	33%	22%					

<編入学>

学部名	学科名	項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	備考
工学部	機械工学科	入学者数(2年次)			1			
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
	電気工学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)	1				1	
		入学定員(3年次)						
	応用化学科	入学者数(2年次)	1					
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
学部合計	入学者数(2年次)	1	0	1	0	0		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	1	0	1	0	0		
	入学定員(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		